

平成29年度 第3回 木曾川水系流域委員会 【木曾川水系河川整備計画の点検】

平成29年8月17日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所

現行整備計画における主な記載内容

- ○○○について、△△△に留意しつつ、×××を行う。

現行整備計画 第3章「河川の整備の実施に関する事項」に記載の内容を要約・抜粋。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

現行計画策定以降も、社会情勢に大きな変化がない項目。
整備計画を変更する場合にも、当該箇所については表現の修正は行わない。

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	○
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	

【②河道状況等の変化】

- ◆ ○○○が××に変化
- ◆ ……
- ◆ ……

平成20年3月の現行整備計画策定以降の社会情勢の変化を、大きく4項目に分類し、該当する項目に○。

左記で選択した社会情勢の変化の内容を具体的に記載。

整備計画を変更する場合には、社会情勢の変化を適切に読み込めるよう、必要に応じて該当箇所を修正。

写真1

グラフ1

これまでの取り組みの実績、事例を紹介。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能と概要

<第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項>

1. 水位低下	(1)河道掘削・樹木伐開	・・・p. 7
	(2)横断工作物の改築	・・・p. 8
	(3)洪水調節機能の強化	① 新丸山ダムの建設 ・・・p. 9
		② 遊水地等の整備 ・・・p. 10
2. 堤防強化	(1)洪水の通常の作用に対する安全性の強化	・・・p. 12
	(2)高潮に対する安全性の強化	・・・p. 13
	(3)地震・津波対策の推進	・・・p. 14
3. 内水対策		・・・p. 16
4. 危機管理対策	(1)防災関係施設の整備	① 河川防災ステーション等の整備 ・・・p. 18
		② 緊急用河川敷道路・防災船着場等の整備 ・・・p. 19
		③ 広域防災ネットワークの構築 ・・・p. 20
	(2)被害を最小化するための取り組み	・・・p. 21

<第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項>

1. 河川水の適正な利用	(1)既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化	・・・p. 25
	(2)取水及び貯留制限流量の維持	・・・p. 26
	(3)適正な水利権許認可	・・・p. 27
2. 流水の正常な機能の維持	(1)河川環境の改善	① 新丸山ダムの建設 ・・・p. 29
		② 木曽川水系連絡導水路の建設 ・・・p. 30
		③ 水利用の合理化 ・・・p. 31

3. 濁水及び異常濁水対策	・・・p. 33
4. 発電減水区間及び都市河川対策	・・・p. 35

<第3項 河川環境の整備と保全に関する事項>

1. 河川環境の整備と保全	・・・p. 38
2. 川と人とのふれあいの増進	(1)水辺のふれあい拠点の整備 ・・・p. 44
	(2)景観の保全 ・・・p. 45
	(3)地域住民やNPO等との連携の推進 ・・・p. 46
3. 河川の特質を踏まえた環境の保全	(1)ゾーニングによる環境の保全 ・・・p. 48
	(2)河川利用のルール策定とマナー教育 ・・・p. 49
	(3)地域住民やNPO等との連携の推進 ・・・p. 50
4. 水質の改善	(1)支川の対策 ・・・p. 52
	(2)汽水域、緩流域の水質保全 ・・・p. 53
	(3)ダム貯水池の水質保全 ・・・p. 54
	(4)伊勢湾再生への連携 ・・・p. 55
	(5)わかりやすい水質基準の整備 ・・・p. 56
5. 流砂系の健全化	・・・p. 58

第3章 河川の整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

<第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項>

1. 堤防の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> (1) 堤防の維持管理 ……p. 62 (2) 堤防除草 ……p. 63 	
2. 樋門・樋管、排水機場等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> (1) 樋門・樋管、排水機場等の維持管理 ……p. 65 (2) 老朽化に伴う施設更新 ……p. 66 	
3. 河道の維持	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河床・河岸の維持管理 ……p. 68 (2) 樹木の維持管理 ……p. 69 	
4. 河川維持管理機器等の維持管理		……………p. 71
5. 許可工作物の適正維持管理		……………p. 73
6. 流下物の処理		……………p. 75
7. ダム本体・観測機器等の維持管理		……………p. 77
8. ダム貯水池の維持管理		……………p. 79
9. 危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 洪水時等の管理 ……p. 81 (2) 水防に関する連携・支援 ……p. 82 (3) 海拔ゼロメートル地帯及びその周辺における高潮・洪水対策 ……p. 83 (4) 河川情報システムの整備 ……p. 84 (5) 水質事故対策 ……p. 85 	

<第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項>

1. 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	……………p. 88
---------------------------	------------

<第3項 河川環境の維持に関する事項>

1. 河川の清潔の維持	<ul style="list-style-type: none"> (1) 不法投棄物の処理 ……p. 91 (2) 水質の維持 ……p. 92
2. 地域と連携した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川愛護団体等との連携 ……p. 94 (2) 地域に開かれたダム指定、水源地域ビジョンの実施 ……p. 95 (3) 河川利用・水面利用の適正化 ……p. 96

＜第1節＞

河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事の試行により設置される
河川管理施設の機能の概要

＜第1項＞

洪水、津波、高潮等による災害の発生防止
又は軽減に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

1. 水位低下

現行整備計画における主な記載内容

- 必要な河道断面積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施する。
- 水位低下対策の実施にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮するものとする。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	○
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ i-Constructionの推進に向けた基準類が策定。
- ◆ 河道掘削等の現場で、推進に向けた取り組みを実施。

【②河道状況等の変化】

- ◆ 河道の維持管理として、維持掘削や樹木伐開等を実施しているものの、局所的に土砂の堆積や樹木繁茂が進行。
- ◆ 流下能力の低下が懸念。
- ◆ 維持管理費用の増大が見込まれる中、河道掘削・樹木伐開を実施するにあたっては、流下能力の維持の容易性(河道の安定性の確保、樹木の再繁茂対策)についても考慮していく必要あり。

【③地域住民の意向】

- ◆ 河道掘削後に大垣市内で地下水の自噴が増加している。良い面もあるが洪水時は心配。

河道掘削

整備前



整備後



樹木伐開

河道掘削の実施状況(長良川40k付近)

整備前

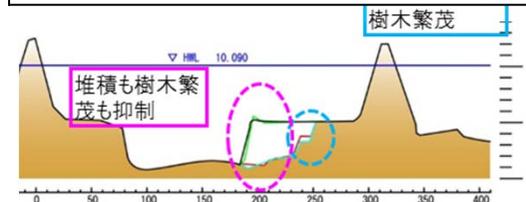


整備後



樹木伐開の実施状況(木曽川37k付近)

事業進捗状況	事業全体	整備済	進捗率
水位低下対策(河道掘削)	3,650千m ³	1,973千m ³	54%



揖斐川35.4km付近の再繁茂状況(揖斐川35.4k付近)



i-constructonの取り組み(長良川)

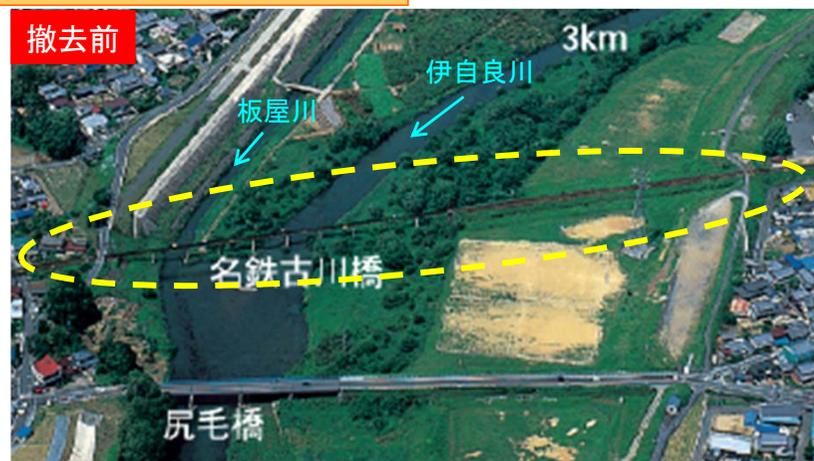
現行整備計画における主な記載内容

- 著しく治水上の支障となる橋梁や堰については、施設管理者と連携・調整し優先的に改築・撤去を行う。
- 河道掘削に伴い必要となる床止めの改築、堤防整備に伴い必要となる取水暗渠の改築を実施する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

名鉄古川橋（伊自良川）の撤去



中須橋（肱江川）の改築

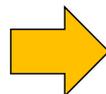


現行整備計画における主な記載内容

- 洪水調節、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水の確保、発電の目的を有する多目的ダムとして新丸山ダムを建設する。
- 河川整備基本方針の策定に伴い計画外力等が変更されたため、「新丸山ダム建設に関する基本計画」の変更を行う。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	○



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 国土強靱化基本計画(平成26年3月閣議決定)の策定。
- ◆ 平成27年7月に「新丸山ダム建設に関する基本計画」を変更。
- ◆ 変更した基本計画を踏まえ、早期完成に向けて事業を実施。

【④その他社会情勢の変化】

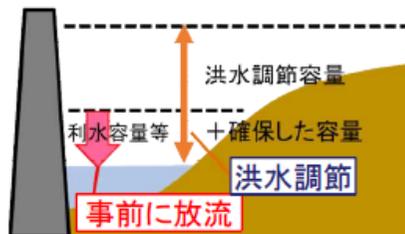
- ◆ 平成29年6月にダム再生ビジョンを策定。
- ◆ 新丸山ダムについては、既存施設を有効活用して「賢く整備」。

ダム再生ビジョンの概要

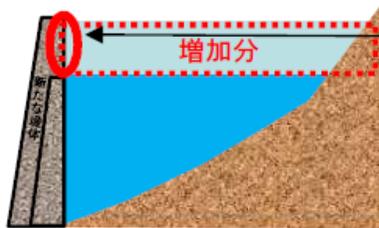
◆ 柔軟な運用や施設の改良によるダムの有効活用の事例が積み重ねられつつある。

<柔軟な運用の事例>

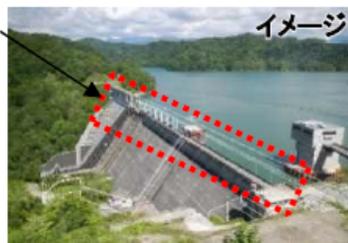
- ・洪水発生前に、利水容量の一部を事前に放流し、洪水調節に活用。
- ・現在13のダムで実施中



<施設改良の事例>



[堤体のかさ上げ]
少しの堤体のかさ上げにより、
ダムの貯水能力を大きく増大

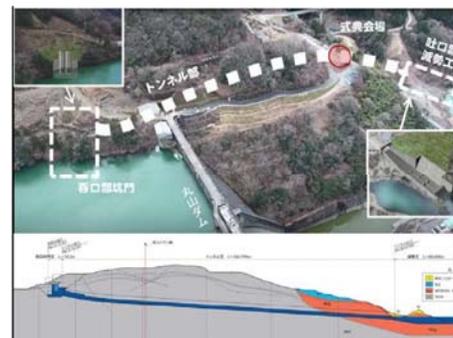


いしくんべつがわ
※幾春別川総合開発事業

ダムの規模を大きくする再開発 3つの工法

<p>Type1</p>	<p>Type2</p>	<p>Type3 (新丸山ダムの嵩上げ)</p>
<p>貯水池の水を空にして、その上に新ダムをかぶせてしまう工法。</p>	<p>既設のダムの機能を維持しながらその下流に新ダムを作る工法。</p>	<p>旧ダムと新ダムの一部が重なる工法。</p>

<新丸山ダムの嵩上げ進捗状況>

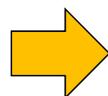


現行整備計画における主な記載内容

- 板取川合流点から下流の区間において、戦後最大規模の洪水(平成16年10月洪水)に対して約200m³/sの流量低減を見込む遊水地等を整備する。
- 遊水地等の位置・諸元等の詳細については今後検討し決定していく。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	○



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 国土強靱化基本計画(H26.3閣議決定)の策定。

【③地域住民の意向】

- ◆ 遊水地は土地を買収するのではなく、農地のままエリアを広げてほしい。

【④その他社会情勢の変化】

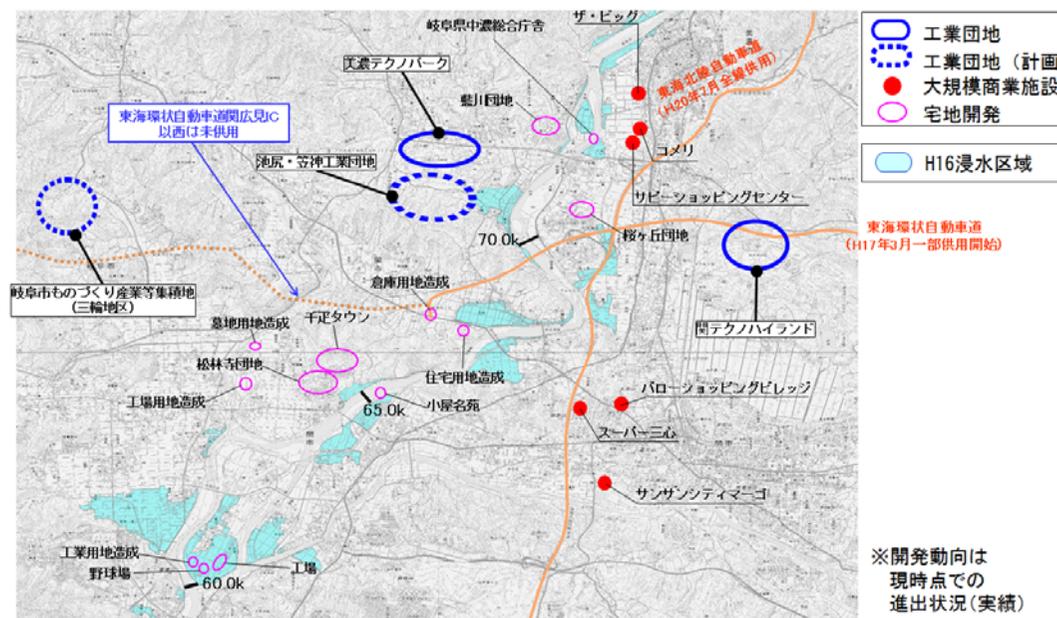
- ◆ 現行の河川整備計画策定段階では、遊水地の位置・諸元の検討が未完了。
- ◆ 平成20年7月に東海北陸自動車道が供用開始するなど、長良川中流部での開発圧力が高まっているとともに、背後資産および人口についても近年増加傾向にある一方で、家屋被害が生じない遊水地機能が減少。
- ◆ 遊水地の位置・諸元については、鋭意検討を進めてきており、平成16年洪水の浸水箇所、堤防開口部の有無、土地の利用状況、事業効率や地域の意向等を踏まえ、候補箇所を抽出。

平成16年10月洪水 (指定区間)

被害状況 (直轄管理区間上流端～板取川合流点)

浸水面積: 461ha

被災家屋: 床上浸水218戸
床下浸水142戸
半壊家屋 8戸



第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

2. 堤防強化

現行整備計画における主な記載内容

- 無堤箇所及び堤防断面(高さ・幅)が不足する箇所において堤防の整備を実施する。
- 必要高水敷幅が確保されていない区間や水衝部における局所洗掘等が発生している箇所については、高水敷や護岸の整備を実施する。
- 堤防の浸透に対する詳細点検結果を踏まえ浸透対策を実施する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

事業進捗状況	事業全体	整備済	進捗率
堤防整備	92.9km	52.0km	60%

堤防整備



カカミガハラシホウシャクジ
各務原市宝積寺地区 (木曾川右岸59.0k付近)



カカミガハラシマツバラ
各務原市松原地区 (木曾川左岸45.0k付近)



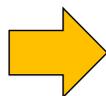
カイヅシワキノ
海津市脇野地区 (揖斐川左岸24.4 k付近)

現行整備計画における主な記載内容

- 高潮区間において、堤防高が不足する区間の高潮堤防を整備するとともに、越波により決壊しないよう堤防裏法面の強化を図る。
- 高潮堤防の整備については、海岸堤防との連続性を考慮し、関係機関と連携・調整しながら、実施していく。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	○



【③地域住民の意向】

- ◆ 横断工作物の取付部において、一部高潮堤防が未完成となっており不安である。

【④その他社会情勢の変化】

- ◆ 木曾川左岸-2k~1k付近の背後地の木曾岬干拓地において、平成27年より野外体験広場や大規模太陽光発電施設が供用。
- ◆ 今後、土地利用の進展等に準じて、適宜、関係機関と連携・調整を図りながら、ハード・ソフト一体となって、高潮に対する防災・減災のあり方について検討していく必要あり。

事業進捗状況	事業全体	整備済	進捗率
高潮堤防整備	6.0km	4.7km	78%

高潮堤防整備



クワナシマツカゲ
桑名市松蔭地区（木曾川右岸0.0k付近）



クワナシジゾウ
桑名市地蔵地区（揖斐川右岸2.8k付近）



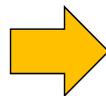
尾張大橋（木曾川左岸8.2k付近）
※高潮堤防未完成箇所

現行整備計画における主な記載内容

- 基礎地盤の液状化等により堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が生じた場合、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある。
- そのため、調査検討を行い、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある箇所については、耐震対策を推進する。

現行整備計画の点検

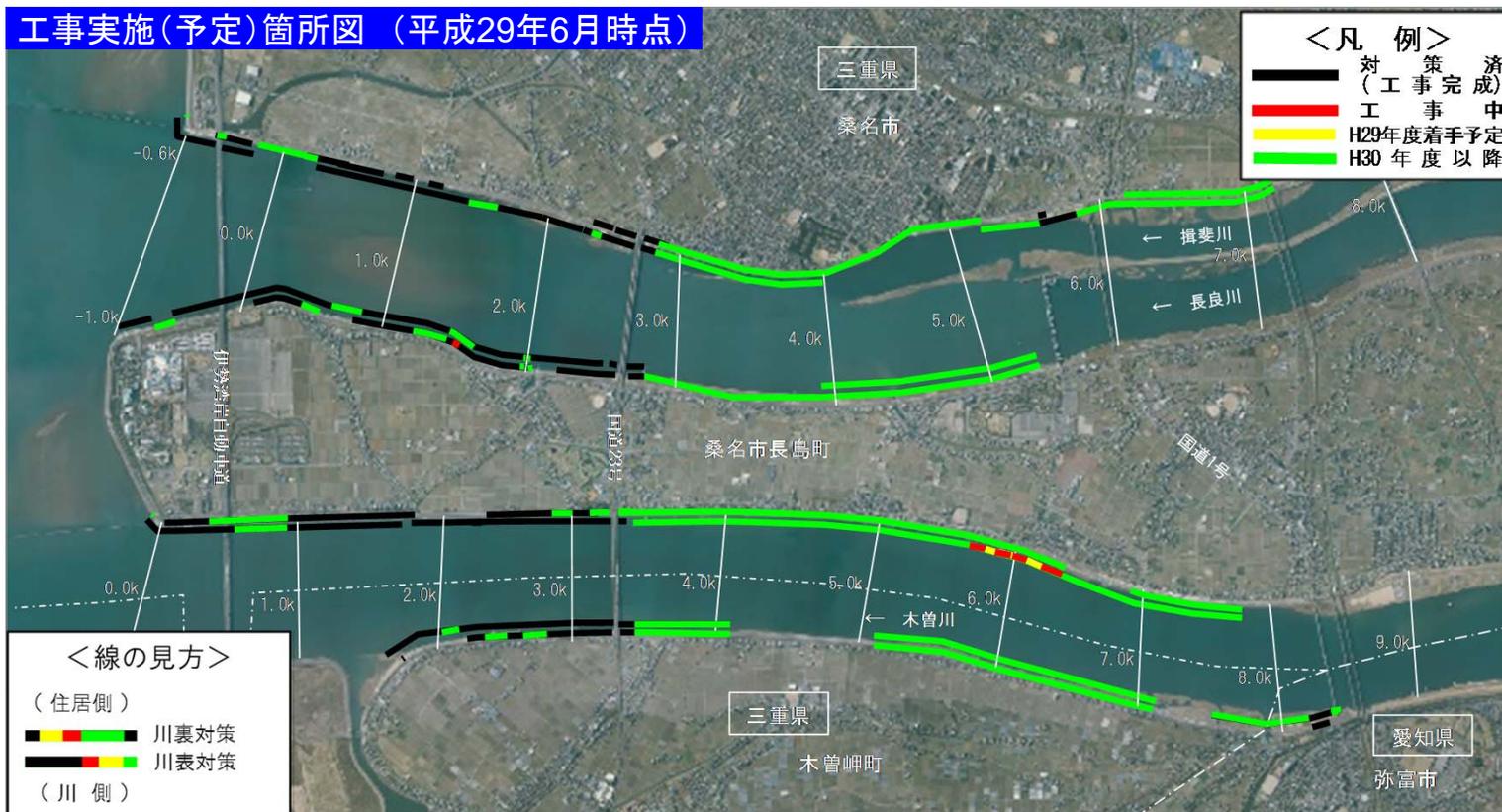
①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 現行の河川整備計画策定段階では、耐震性能照査が未完了。
- ◆ 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、堤防に関しては、平成24年2月と平成28年3月に耐震性能照査指針が改定。
- ◆ 改定された指針を踏まえた堤防における耐震性能照査が完了。(今後の研究・技術開発の進展を踏まえ、基準が改定された場合には必要に応じて再照査を実施。)

工事実施(予定)箇所図 (平成29年6月時点)



木曾三川河口部の耐震対策については、現在、優先的に整備を進めていく区間や進捗状況をホームページで公開。

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

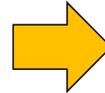
3. 内水対策

現行整備計画における主な記載内容

- 床上浸水等の被害を防止するため、河道整備や洪水調節施設の整備により外水位の低下を図るとともに、必要な排水ポンプの整備等を実施する。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	○

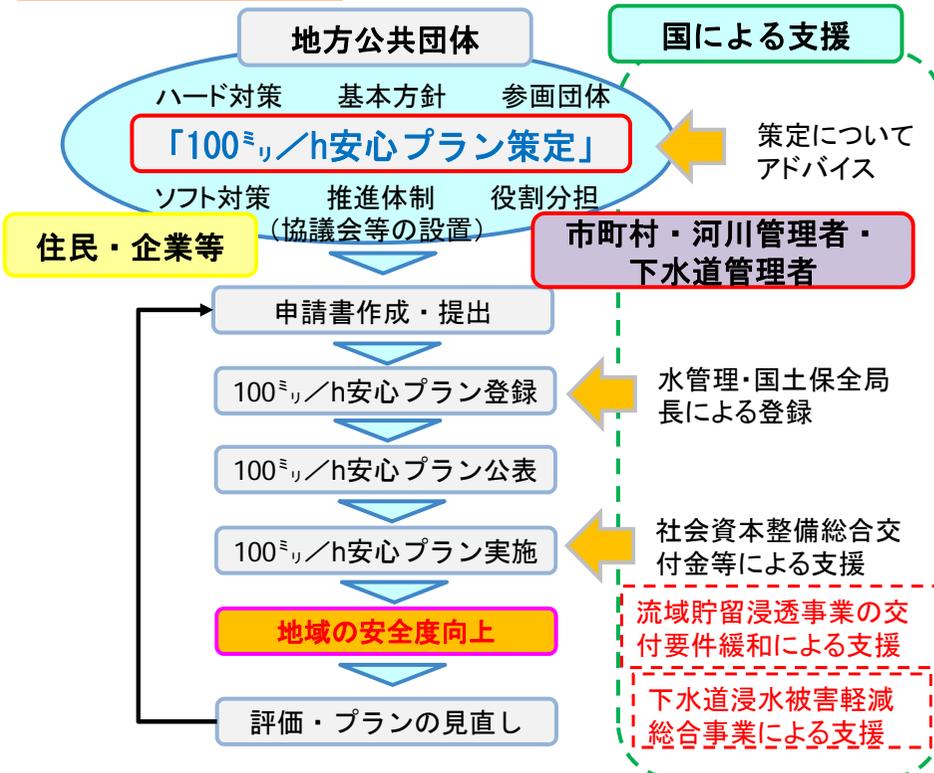


【③地域住民の意向】
 ◆ 雨の降り方も変わってきており、現状の施設能力では不安。内水対策として排水ポンプの増強をお願いしたい。

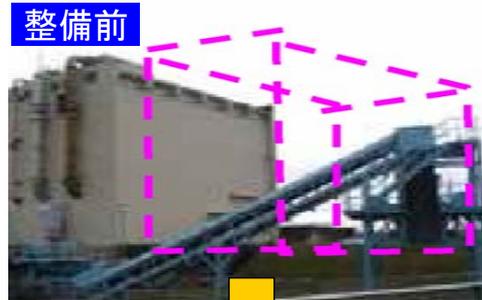
【④その他社会情勢の変化】
 ◆ 計画的な流域治水対策の推進を図るため、平成25年度より「100mm/h安心プラン」が登録された地域に対し、支援を実施。

事業進捗状況	事業全体	整備済	進捗率
内水対策(排水ポンプの整備)	7カ所	3カ所	43%

100mm/h安心プラン



ポンプ増設工事



加茂川排水機場

ハード・ソフト一体の取り組みを推進

	被害軽減	流出抑制	河川改修
住民	「自助」「共助」による避難体制の確立	雨水浸透貯留施設の設置(各家庭)	洪水阻害となる竹木の伐開(加茂川沿川)
市町	ハザードマップの作成・各戸配布	雨水浸透貯留施設の設置(校庭、公園等)	加茂川からの逆流防止ゲートの設置
岐阜県	ぎふ河川情報のアラームメール配信		加茂川の築堤、河運掘削
国交省	排水ポンプ車等の災害対策車両の派遣		木曾川の樹木伐開排水機場ポンプ増強

平成23年9月洪水浸水状況



第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4. 危機管理対策

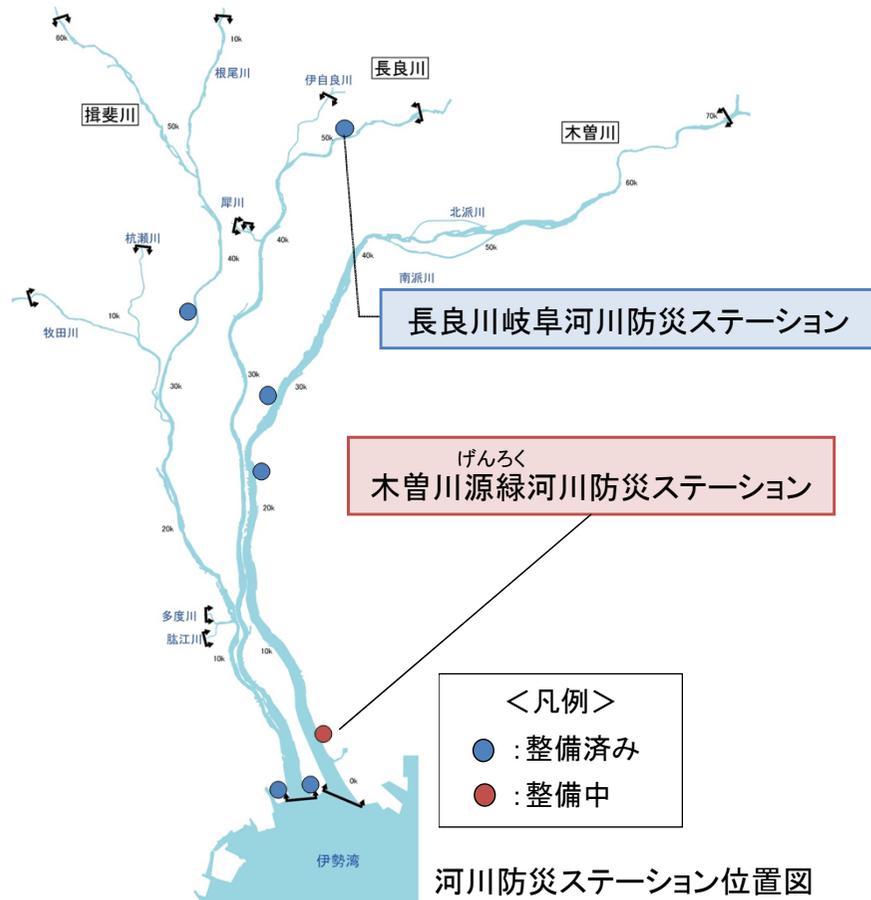
現行整備計画における主な記載内容

- 災害復旧資材の備蓄、情報の収集伝達、災害復旧活動の拠点のための河川防災ステーション等を整備する。
- 水防倉庫を関係機関と連携して整備するとともに、水防資機材の常備、水防活動に利用するための備蓄土砂として第二種側帯を整備する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

事業進捗状況	事業全体	整備済	進捗率
危機管理対策(河川防災ステーション)	7カ所	6カ所	86%



長良川岐阜河川防災ステーション
(平成28年3月完成)



平常時は健康ステーションとして利用



げんろく
木曽川源緑河川防災ステーション整備状況



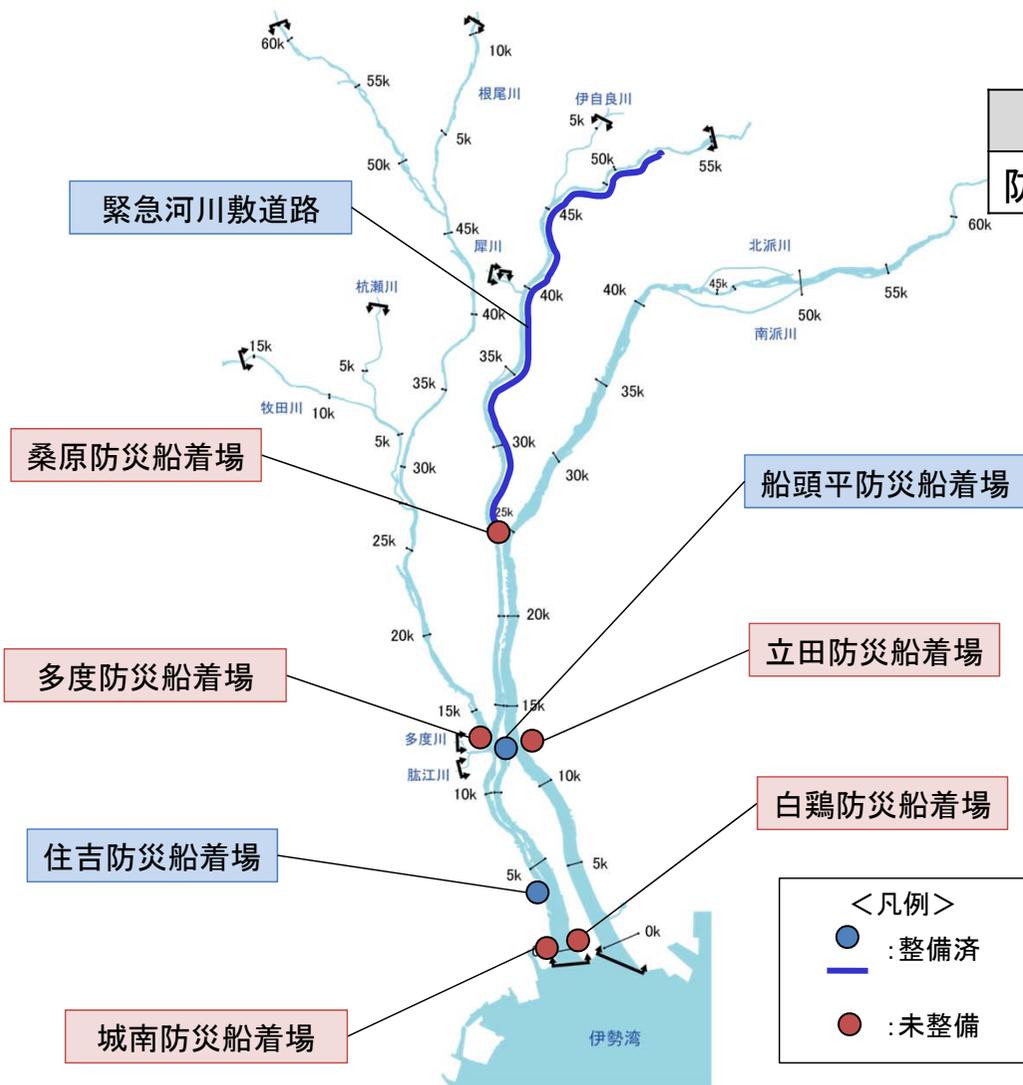
げんろく
木曽川源緑河川防災ステーション
完成イメージ(平成30年3月完成予定)

現行整備計画における主な記載内容

- 地震発生時の緊急的な輸送路として、緊急用河川敷道路や防災船着場等を整備する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。



事業進捗状況	事業全体	整備済	進捗率
防災関係施設の整備(防災船着場)	7箇所	2箇所	29%

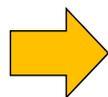


現行整備計画における主な記載内容

- 迅速な復旧活動を行うため、必要に応じて堤防天端等に設けた管理用通路の機能強化を図る。
- 高規格幹線道路等とのネットワーク化を行い、復旧資材の運搬路等を確保するため、関係機関と連携・調整しながら広域防災ネットワークの構築に取り組む。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	○



【④その他社会情勢の変化】

- ◆ 高規格幹線道路とのネットワーク化として、高速道路から復旧に必要な資機材を搬入できるようにNEXCO中日本と協定を締結。
- ◆ 有事において適確に資機材を搬入できるよう、訓練や主要幹線道路から堤防天端道路へのアクセス路の整備等を実施中。



「災害時の河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時使用に関する協定」の締結



オオガキシナンバンチヨウ
揖斐川左岸完成写真(大垣市難波野町地先)



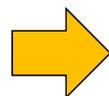
高速道路からの資材搬入訓練

現行整備計画における主な記載内容

- 河川・海岸情報の情報伝達体制の充実を図るとともに、防災訓練等の啓発活動により、住民の防災意識の向上を図る。
- 二線堤、輪中堤の機能維持、活用により被害軽減を図るなど関係機関と連携・調整を図り実施する。
- 「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、災害時の危機管理行動計画を策定し、対応の充実を図る。

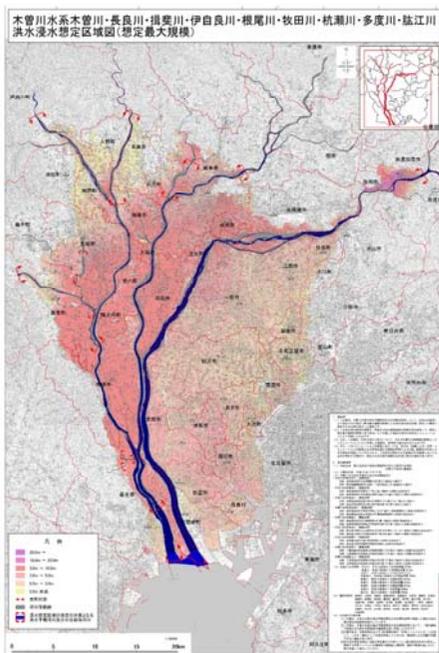
現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 国土強靱化基本計画(H26.3閣議決定)の策定。
- ◆ 平成27年9月関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定され、洪水氾濫を未然に防ぐ対策と危機管理型ハード対策の実施箇所を明示。
- ◆ 平成28年に水防災協議会を設立し、ハード・ソフト一体となった取組方針を策定。
- ◆ 平成29年6月に施行された「水防法等の一部を改正する法律」において、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図ることが明記。



木曽川水系洪水浸水想定区域図
(平成28年12月22日公表)



9.12豪雨災害(安八豪雨)の防災シンポジウムの様子(平成28年9月)



共同点検の実施状況(長良川)
(岐阜市)



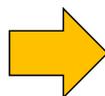
水防連絡会の開催状況(木曽川)
(愛西市・弥富市)

現行整備計画における主な記載内容

- 河川・海岸情報の情報伝達体制の充実を図るとともに、防災訓練等の啓発活動により、住民の防災意識の向上を図る。
- 二線堤、輪中堤の機能維持、活用により被害軽減を図るなど関係機関と連携・調整を図り実施する。
- 「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、災害時の危機管理行動計画を策定し、対応の充実を図る。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	○



【④その他社会情勢の変化】

- ◆ 平成20年3月に危機管理行動計画(第一版)を策定し、広域的な危機管理行動に関し、機関を越えた流域の共有を図るとともに、災害対策を取り巻く状況の変化に応じ計画の更新を行っているところ。
- ◆ 平成28年度に、木曾三川下流部に位置する8市町村による広域避難実現に向けた組織「木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を設立
- ◆ 「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」、「木曾三川広域避難実現プロジェクト」は、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に設置された「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」と調整を図りながら、さまざまな検討を実施中。

平成18年11月
東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会 設置
平成20年 3月
危機管理行動計画(第一版)策定
平成21年 3月
危機管理行動計画(第二版)策定
平成27年 3月
危機管理行動計画(第三版)策定



第4回東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会(平成27年3月)



木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト設立(平成28年10月)

＜第2項＞
河川水の適正な利用及び
流水の正常な機能の維持に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

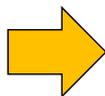
1. 河川水の適正な利用

現行整備計画における主な記載内容

- 用途間の転用やため池の保全等の既存施設の有効利用を促進させるとともに、関係機関と連携し、生活排水や工業排水の再生利用などを促進させ、水利用の合理化を図る。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成25年12月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が施行され、再生可能エネルギーとして従属発電の導入の促進を図っていくことになった。
- ◆ 木曾川水系においては12件の従属発電を登録。

○木曾川水系登録制一覧

水系名	従属元	新規登録	許可→登録	最大使用水量 (m ³ /s)	最大出力 (kw)	登録年月日
木曾川	維持流量等		○	4.700	4,800	平成25年12月
	かんがい用水		○	3.600	72.38	平成26年8月
	維持流量	○		0.700	190	平成26年4月
	かんがい用水	○		2.500	31.76	平成26年10月
	維持流量	○		0.760	295.00	平成27年8月
	かんがい用水	○		0.680	49.60	平成28年3月
	水道用水		○	0.700	80	平成28年8月
	かんがい用水	○		0.167	0.007	平成29年2月
	水道・工業・かんがい用水	○		3.500	33.30	平成29年2月
	維持流量		○	2.820	490	平成29年3月
	水道・工業・かんがい用水		○	9.500	1,107	平成29年3月
	維持流量	○		3.030	380	平成29年7月

※精査中

現行整備計画における主な記載内容

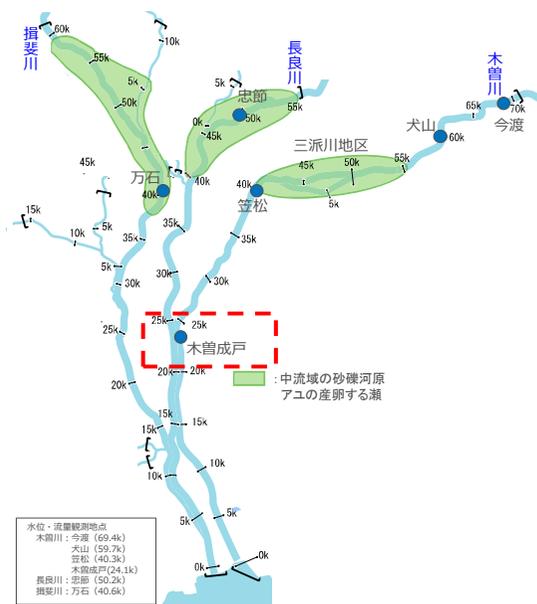
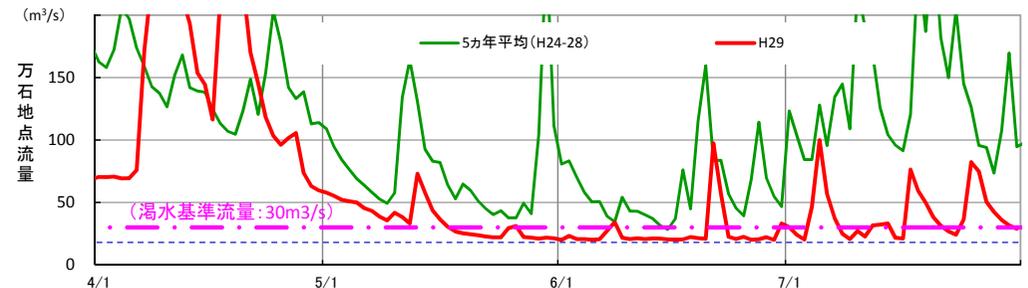
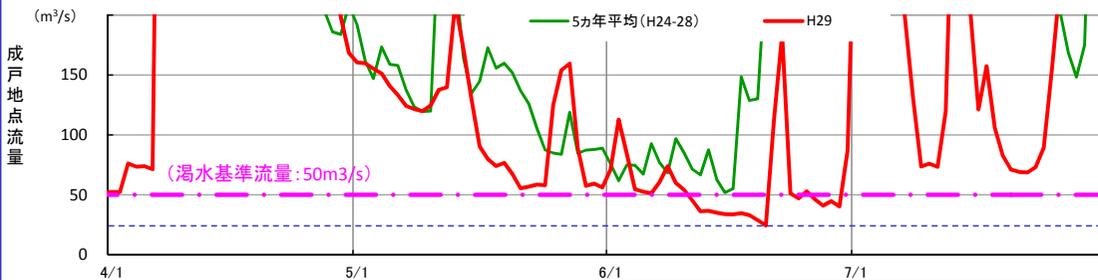
- 水資源開発にあたって河川環境の保全等のために設定され、現在の利水運用に適用している取水及び貯留制限流量を維持する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

- 整備計画策定以降、木曽川成戸地点、揖斐川万石地点の流量は、適正に維持されている。

● 成戸・万石流量



木曽川成戸地点 (平成6年 渴水時)



木曽川成戸地点 (平成29年 約36m³/s)



平野庄橋下流 (徳山ダムがないとき)



平野庄橋下流 (徳山ダムがあるとき)



現行整備計画における主な記載内容

- 許可水利権については、水利権の更新時に行う水利審査において、使用水量の実態や給水人口の動向等の変化を踏まえて、水利権の見直しを適正に行う。
- 慣行水利権については、取水実態の把握に努め、取水施設の改築等各種事業実施の機会を捉えるなど、積極的に許可水利権化を進める。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

➤整備計画策定以降、関係省庁(農林水産省)と連携して、2件の慣行水利権を許可水利権化している。

<慣行水利権の法定化の実績>

河川名		件数	変更年月日
揖斐川	牧田川	1	平成23年11月10日
	揖斐川・粕川	1	平成29年6月13日

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2. 流水の正常な機能の維持

現行整備計画における主な記載内容

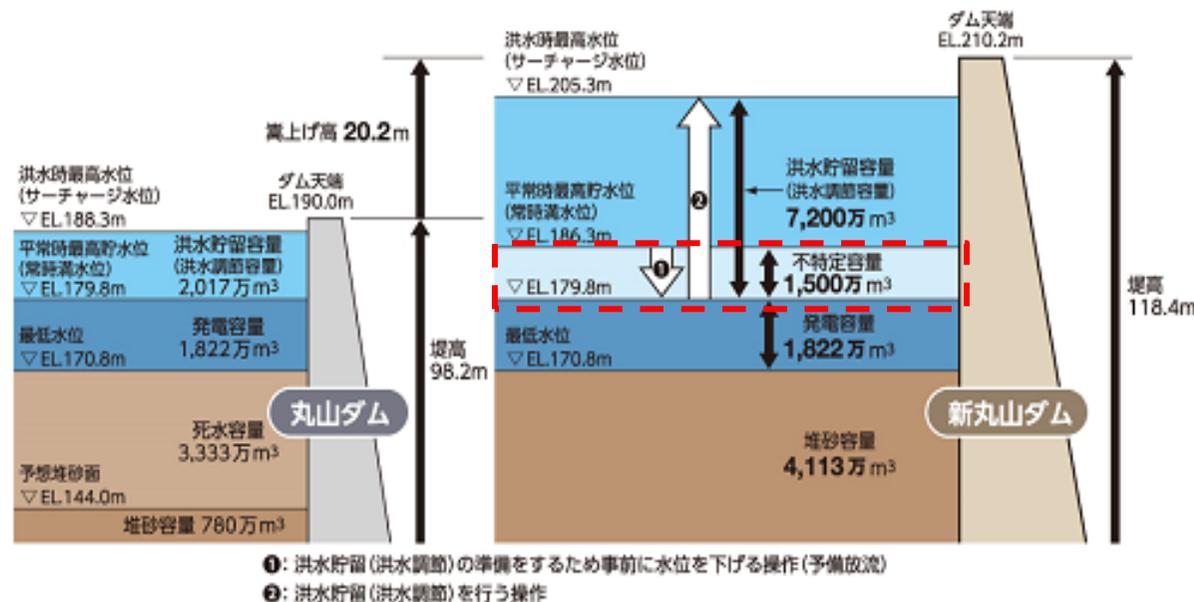
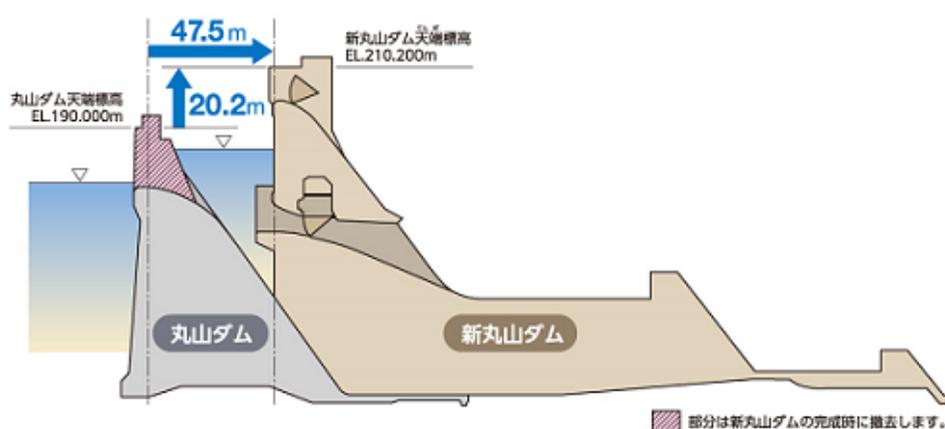
- 洪水調節、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水の確保、発電の目的を有する多目的ダムとして新丸山ダムを建設する。
- 不特定容量を確保し、1/10規模の渇水時においても、既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給と合わせて、既得取水の安定化を図るとともに、河川環境の保全等のために必要な流量の一部を確保する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

➤新丸山ダムは、平成28年度に転流工に着手し、建設を着実に進めている。

標準横断面図



貯水池容量図

 :新たに1,500万m³の不特定容量を確保

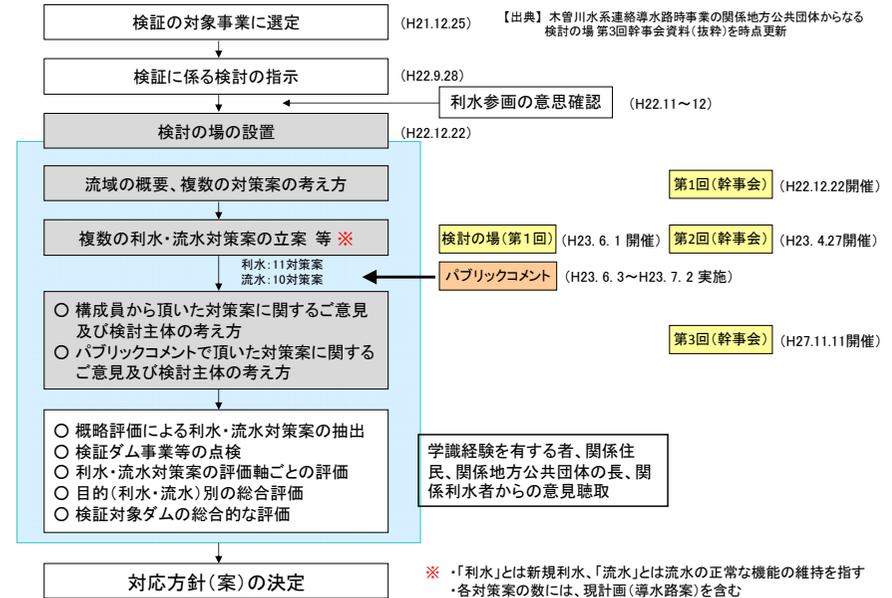
現行整備計画における主な記載内容

- 揖斐川と長良川、木曽川を繋ぐ木曽川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保された渇水対策容量の水を一部は長良川を經由して木曽川に導水するとともに、徳山ダムにより開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を導水する。
- 事業実施にあたっては、学識者の意見を聞いて、環境への影響の低減に努める。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

- 木曽川水系連絡導水路については、平成22年度の大蔵省「ダム事業の検証に係る検討」に基づき、現時点においても検証を継続中。
- 環境への影響については、学識経験者で構成する検討会を設立し、その指導・助言を得て平成21年7月に環境レポート(案)を公表。



木曽川水系連絡導水路事業の検証経過

現行整備計画における主な記載内容

- 取水制限流量による制約がない既得用水については、水需要を精査確認し、水利権の適正な見直しを行う
- 水利秩序に配慮しつつ総取水量表示等の水管理について関係機関と調整協議し、水利用の合理化を進める。

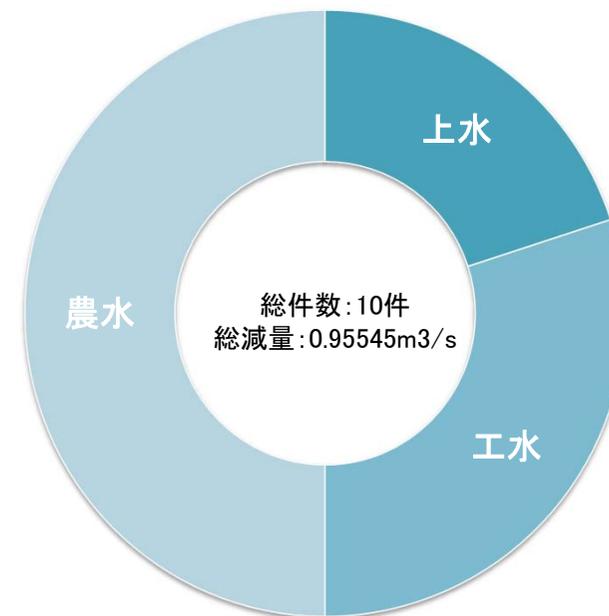
現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

➤ 整備計画策定以降、関係機関と調整を行い水利用の合理化・適正化を進め、上水:2件、工水:3件、農水:5件、総量で $0.95545\text{m}^3/\text{s}$ の水利権を減量したほか、年間総取水量表示を1件実施した。

<水利権減量の実績(既得用水)>

用途	件数	減量
上水	2件	$-0.308\text{m}^3/\text{s}$
工水	3件	$-0.20345\text{m}^3/\text{s}$
農水	5件	$-0.444\text{m}^3/\text{s}$
合計	10件	$-0.95545\text{m}^3/\text{s}$



第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

3. 渇水及び異常渇水対策

現行整備計画における主な記載内容

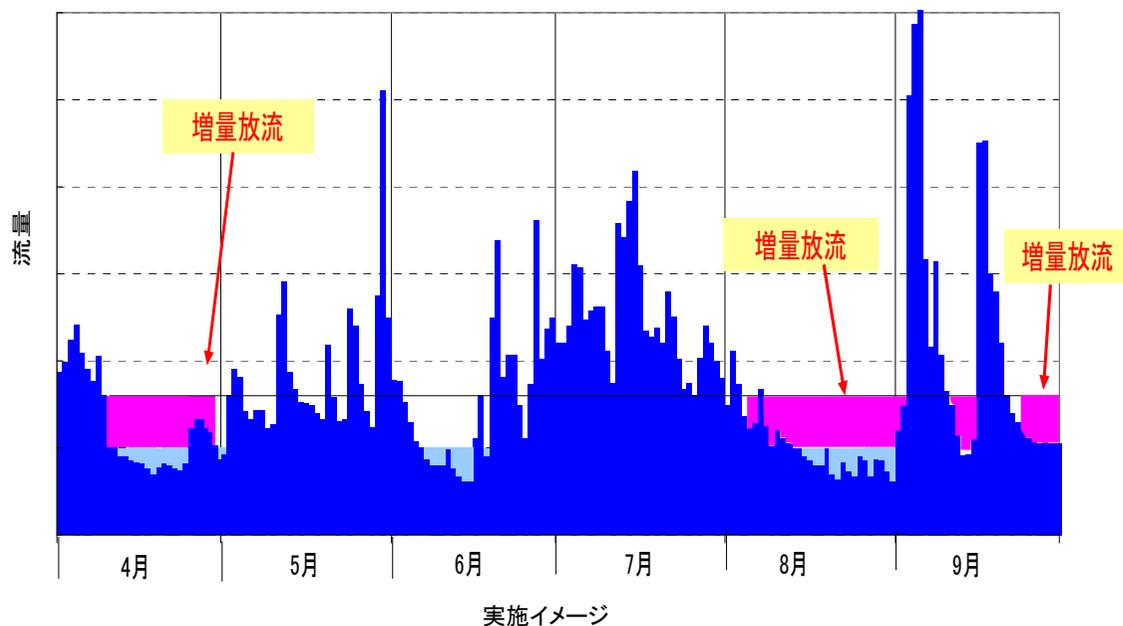
- 水利用者相互間の水融通の円滑化、ダム等の総合運用の実施に関わる対策及び節水対策について関係機関並びに利水者と連携して推進する。
- 異常渇水による甚大な渇水被害の最小化を図るため、既存施設等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努める。
- ダムによる河川維持流量の回復にあたっては、生態系等を考慮した流量変動について検討し、弾力的な運用に努める。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

➤平成25年度より、川の流れに変化を与え河川環境をより改善する取り組みとして、徳山ダムの弾力的な運用を試行中。

徳山ダムの弾力的運用（試行）



第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

4. 発電減水区間及び都市河川対策

現行整備計画における主な記載内容

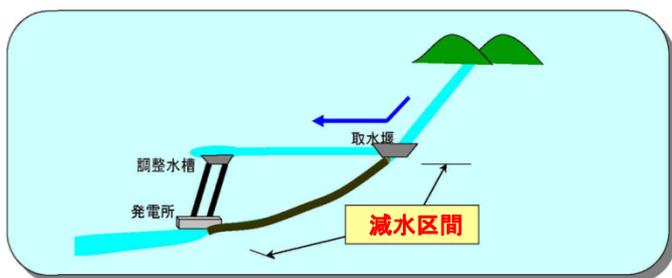
- 発電等の取水による減水区間における河川環境の改善を図るため、水利権の期間更新時に発電事業者と調整し、河川維持流量の回復に努める。
- 広域的な観点から、都市河川等において水質、親水空間、景観、修景等の生活環境や自然環境の維持・改善に努め、健全な水循環の構築を推進する。

現行整備計画の点検

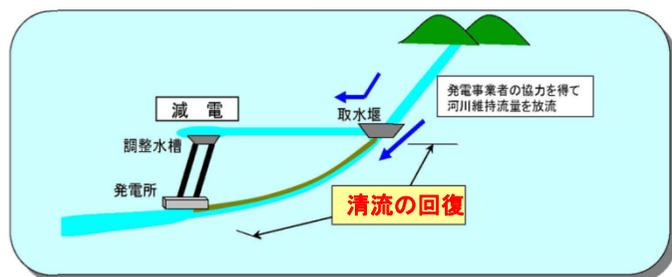
現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

▶ 発電等の取水による減水区間は、木曾三川全体で508kmあったが、このうち447km(約88%)がすでに解消されており、残りの61km(約12%)についても解消に向けて調整を図っている。(H29.3末時点)

発電ガイドラインによる清流回復(イメージ)



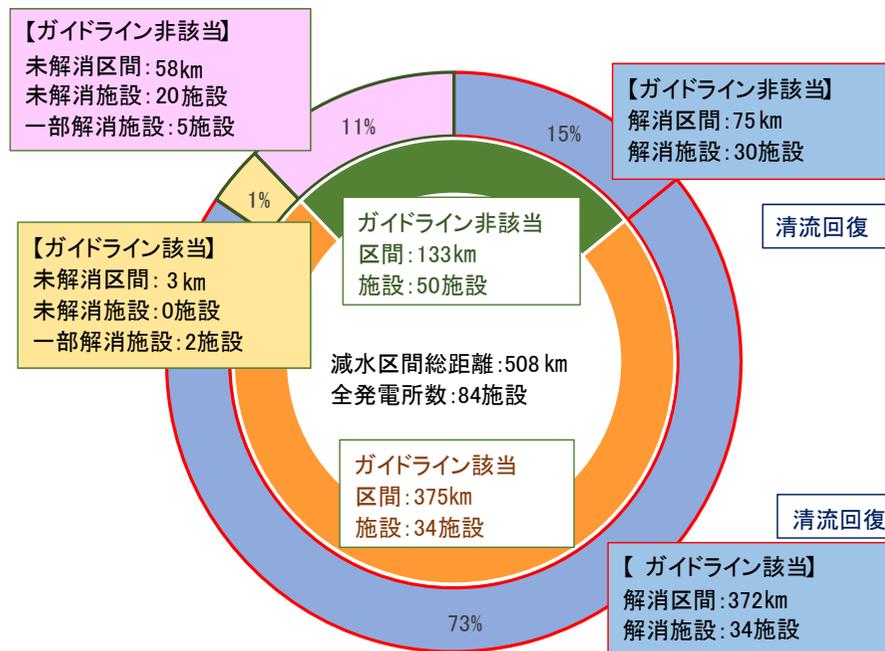
発電水利権の期間更新時



木曾川 山口ダム下流



ガイドライン放流量2.7m³/s



※一部未解消施設:維持放流が行われているものの、一部の区間において減水区間が未解消となっている施設

＜第3項＞
河川環境の整備と保全に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

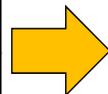
1. 河川環境の整備と保全

現行整備計画における主な記載内容

- 自然再生事業については、希少種などの生息・生育・繁殖環境について、河川水辺の国勢調査等、定期的なモニタリングを行いながら、樹林化の進行や外来生物の侵入などにより悪化した箇所について、環境の悪化状況や生物の生息・生育・繁殖状況等の重要度により優先度を設定し、保全・再生に努めるものとする。また、魚がすみやすい川づくりのため、魚類等の移動の障害となっている床固、堰について関係機関と調整を図り、魚道の設置、改善等を推進する。
- 保全・再生したワンド等の水際湿地や砂礫河原等については、定期的なモニタリングを行い、必要に応じて再度対策を講じるなど適切に管理する。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況の変化	
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	○



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 「木曾川上流自然再生計画書(平成23年8月)」を策定。
- ◆ 「木曾三川下流域自然再生計画(平成24年3月)」を策定。
- ◆ 「木曾三川生態系ネットワーク推進協議会(平成27年1月)」を設立。
- ◆ 「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて(平成29年6月)」が提言。

【③地域住民の意向】

- ◆ 木曾三川フォーラムにおいて、「特定外来生物移入防止研修会(平成24年11月)」を開催。
- ◆ 貴重種の保護だけでなく、外来種の駆除も重要。

【④その他社会情勢の変化】

- ◆ 全国各地でエコツアー、インフラツアーが実施。



木曾三川下流域自然再生検討会
(平成21年2月 第1回検討会)



木曾三川流域生態系ネットワーク推進協議会
(平成29年2月 第4回協議会)



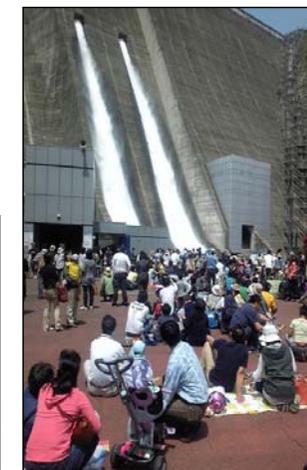
特定外来生物移入防止
研修会 案内チラシ



エコツーリズム(出典:環境省ホームページ)



インフラツーリズム



現行整備計画における主な記載内容

- 木曽川の中流域では、ワンドなどの良好な自然環境を保全しつつ、草地化・樹林化の進行やシナダレスズメガヤ等の外来生物の侵入が見られる砂礫河原再生に努める。木曽川大堰上流の緩流域における河川環境についても調査・研究を行い、必要に応じて保全・再生に努める。
- 下流域では、ケレップ水制群に点在する良好なワンドや、ヨシ原・干潟などを保全しつつ、樹林化の進行により悪化したワンドの湿地環境や、ヨシ原、干潟の再生に努める。

現行整備計画の点検

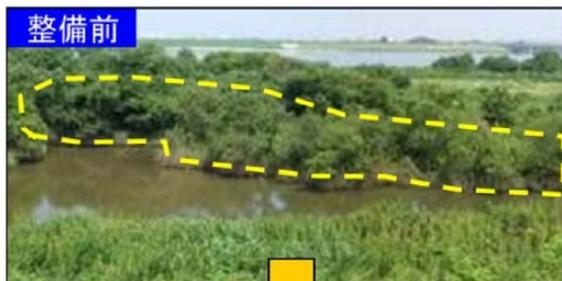
①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	○

【④その他社会情勢の変化】

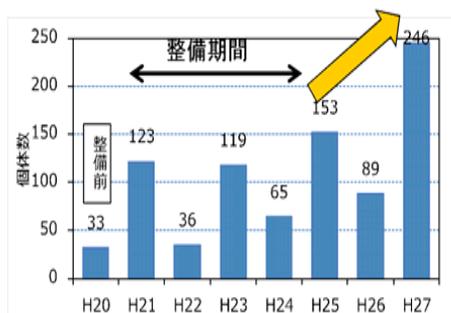
- ◆ 平成22年、天然記念物イタセンパラが密漁されるという事案を契機とし、イタセンパラの保全と普及・啓発への気運が高まった。
- ◆ 船頭平閘門を観光船で見学するインフラツアーは実施されているが、自然環境を対象としたツアーは実施されていない。

- 自然再生計画に基づく事業の実施
(ワンド等の水際湿地の再生)

整備前



整備後



イタセンパラ仔稚魚のモニタリング結果
※ある地区内のワンドの確認総数。年度により調査対象ワンド数が異なる。



一宮市 親子ふれあい教室
(木曽川ワンド)



木曽川右岸19.0km付近
(ケレップ水制)



船頭平閘門を通過する
木曽川観光船



木曽川右岸ケレップ水制近景

現行整備計画における主な記載内容

- 長良川の中流域では、アユ等の産卵床となっている瀬、コアジサシの繁殖場となっている砂礫河原等の良好な自然環境の保全に努める。
- 下流域では、ワンド等の水際湿地の保全や、ヨシ原の保全・再生に努める。治水対策の実施にあたっては、水域環境の保全と砂礫河原の再生に努め、やむを得ず消失等の影響がある場合には、代償措置を検討する。

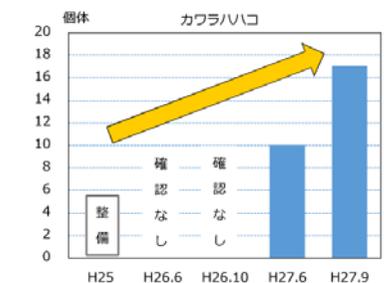
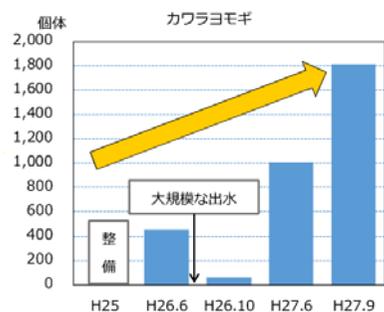
現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況の変化	
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	

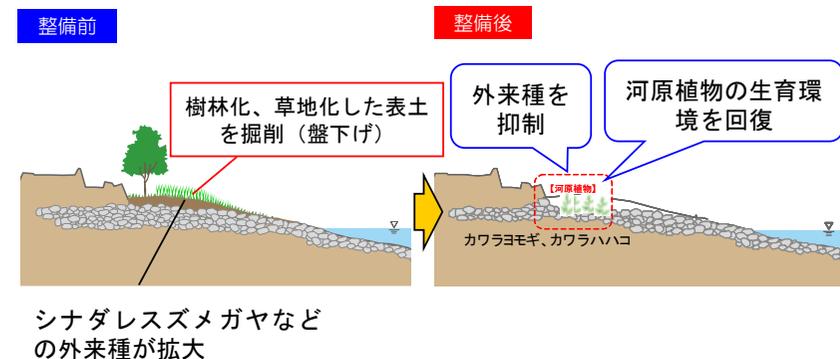
【③地域住民の意向】

- ◆ 砂礫河原の再生箇所の一部で砂の堆積が生じている。

● 自然再生計画に基づく事業の実施 (砂礫河原の再生)



再生箇所における河原植物の変化



長良川砂礫河原再生 地域連絡会

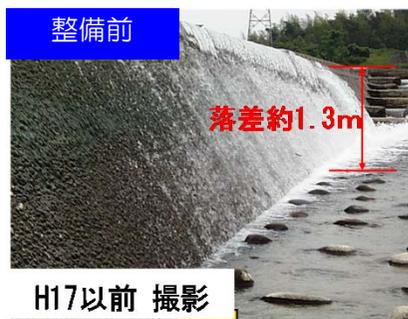
現行整備計画における主な記載内容

- 揖斐川の中流域、根尾川及び牧田川では、良好なワンドやアユ等の産卵床となっている瀬、砂礫河原などの自然環境の保全に努める。また、床固や堰における魚道の設置・改善による河川の連続性の確保に努める。
- 下流域では、ワンド等の水際湿地保全やヨシ原、ヤマトシジミ等が生息・繁殖する干潟の保全・再生に努める。
- 杭瀬川では、旧流路等において沈水植物が生育・繁殖する緩流域環境の再生に努める。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

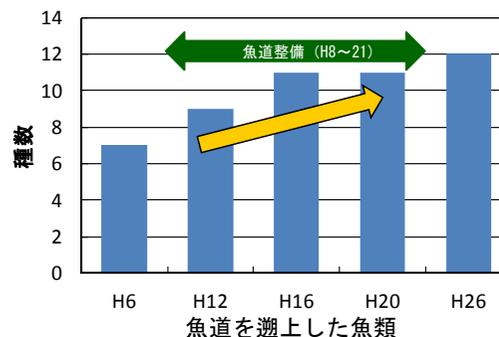
- 自然再生計画に基づく事業の実施
(連続性の確保)



根尾川第7床固



根尾川第8床固



(杭瀬川緩流域の再生)

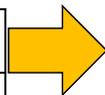


現行整備計画における主な記載内容

- 木曽川、長良川、揖斐川の河口域では、ヨシ原、干潟の再生に努めるとともに魚類、底生動物等の生育に適した汽水域の水環境の保全に努める。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	○

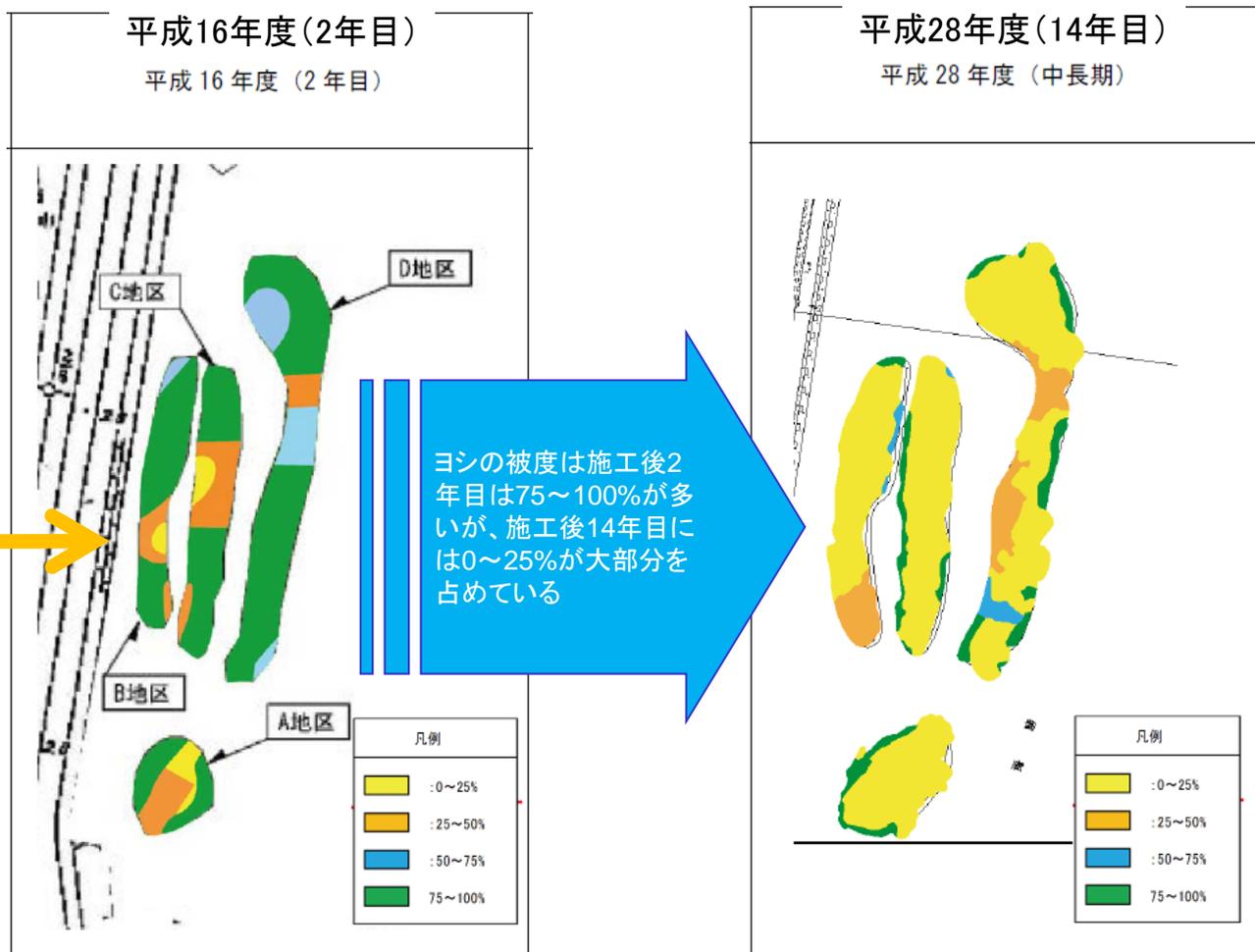


【④その他社会情勢の変化】

- ◆ 再生したヨシ原のモニタリング結果より、一定期間経過すると再生したヨシ原の被度が減少する傾向が確認されていることから、引き続きモニタリングを継続しつつ自然再生手法等について検討していく必要がある。



長良川6. Ok付近のヨシ原再生箇所状況



第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

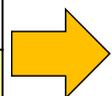
2. 川と人とのふれあいの増進

現行整備計画における主な記載内容

- 関係機関等と連携し、地域の交流拠点として堤防の緩傾斜化、親水護岸、広場の基盤整備等を行う水辺プラザの整備や、安全に水辺に近づく河岸等を整備する水辺の楽校の整備を推進する。
- 水辺のふれあい拠点や河川利用施設、沿川の名所・旧跡等を結ぶ、遊歩道、散策道、サイクリングロードなどの整備を推進し、川と人とのふれあいネットワークを構築する。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かした、地域の賑わいと潤いに満ちた河川空間の創出を支援するため、『かわまちづくり支援制度』が平成21年度に創設。
- ◆ かわまちづくりによる良好な水辺空間の創出を通じ、観光復興。
・地域活性化に貢献する取組を推進。
- ◆ 平成23年3月に「河川敷地占用許可準則」が一部改正され、河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、営業活動を行う事業者等による河川敷地の占用が可能となった。

【③地域住民の意向】

- ◆ サイクリングロードは、市町の枠を超え、上下流一体的に整備を進めて欲しい。

➢ 一宮市、美濃加茂市、可児市で制度を活用した水辺整備を展開

●美濃加茂水辺整備の整備状況



水辺のふれあい拠点の整備状況

●可児水辺整備の整備イメージ



可児水辺整備のイメージ

●犀川水辺の楽校整備状況

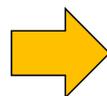


現行整備計画における主な記載内容

- 木曾三川を代表する特徴的な歴史的、自然的、文化的な河川景観である、木曾川上流域の美濃加茂市から犬山市にかけての名勝木曾川、各務原市・犬山市における国宝犬山城を背景とした川並み、岐阜市における金華山を背景とする川並みと悠久に営まれる鶺鴒い、御園堤の桜並木や背割堤のケレップ水制群、千本松原、中流域の広大な砂礫河原、河口域の干潟やヨシ原等の保全に努める。また、市街地における良好な親水空間として、地方公共団体と連携し、沿川に存在するまち並みや自然景観と調和した水辺景観の維持・形成に努める。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	○



【④その他社会情勢の変化】

- ◆ 長良川53km付近は、平成26年3月に「長良川中流域における岐阜の文化的景観」として、文化庁の重要文化的景観に指定された。景観の保全及び活用については、岐阜市長良川流域の文化的景観検討委員会において検討している。

選定の名称：長良川中流域における岐阜の文化的景観
 選定日：平成26年3月18日
 面積：331.9 ha
 地区：長良川地区、金華山地区、鶺鴒屋地区、川原町地区、旧城下町地区
 重要な構成要素：長良川、金華山、歴史的な道路・水路、建造物など
 ※重要な構成要素とは、文化的景観を形成し、文化的景観の価値をよく示すものを指す。



金華山



鶺鴒い



ケレップ水制群とワンド



砂礫河原



ヨシ原



千本松原



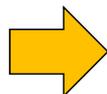
国宝犬山城と一体となった河川景観

現行整備計画における主な記載内容

- 身近な川とふれあい、ふるさとの川をはぐくむため、木曾三川を活動や学習の場としている市民団体等について地方公共団体や関係団体と連携、協力して支援する。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	○



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 「持続性のある実践的な多自然川づくりに向けて(平成29年6月)」が提言。

【③地域住民の意向】

- ◆ イタセンパラ保護に向けて、環境省、地域、学識者等が連携した「木曾川イタセンパラ保護協議会」を平成22年9月に設立し、省庁連携による取り組みが進められている。

【④その他社会情勢の変化】

- ◆ 平成25年度より、河川の賑わい創出するため「ミズベ(水辺)+リング(輪)」=ミズベリング・プロジェクトを始動
- ◆ 一宮市ミズベリング会議を開催。



一宮市ミズベリング138会議 (平成29年2月)



木曾川イタセンパラ保護協議会の活動状況 (平成27年5月)



イタセンパラ

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

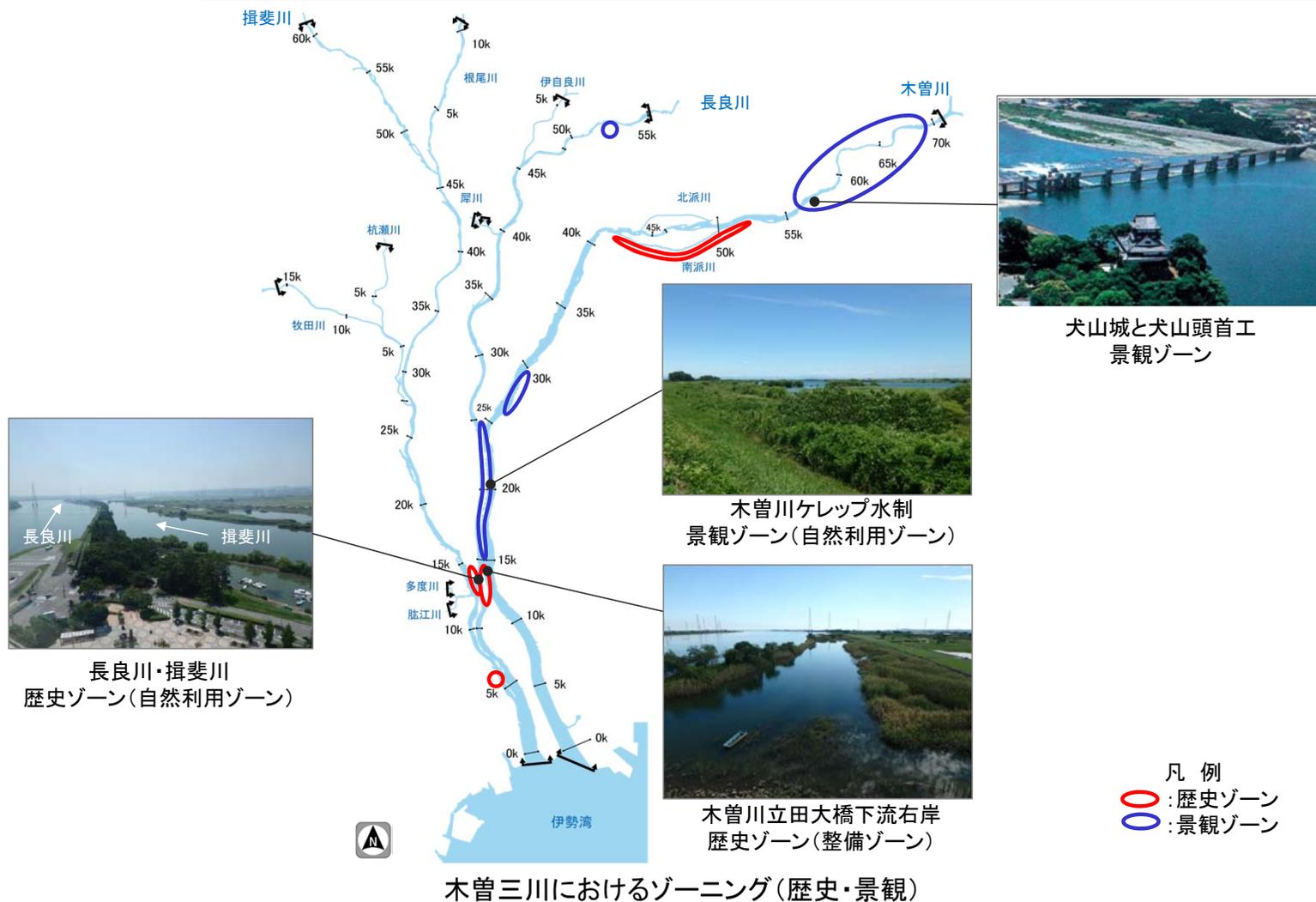
3. 河川の特質を踏まえた環境の保全

現行整備計画における主な記載内容

- 木曾三川は良好な自然環境を有し、高水敷や水辺、水面等の河川空間では、散策や環境学習、伝統行事等の多様な利用が行われていることから、「木曾川水系河川環境管理基本計画」におけるゾーニング等を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携し、バランスのとれた自然環境の保全と河川空間の適正な保全・利用を図る。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。



現行整備計画における主な記載内容

- 不法投棄の禁止や他人に迷惑となる行為の注意喚起を図るため、夜間・休日巡視や関係機関との合同巡視を実施するとともに、チラシ配布や看板設置等注意喚起を行い、適正な河川利用の推進を図る。
- 河川は、増水時には急激な水位上昇や速い流れが発生するなど、様々な危険性を内在している。
- 安全な河川敷利用・水面利用の推進に当たっては、安全利用のための留意事項、危険を回避する手段等を認識した上で利用することが重要であり、河川利用者等への啓発活動を行う。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。



啓発看板の設置状況



合同パトロールの実施状況



安全な利用に関する啓発チラシ



不法投棄に関する啓発パネル

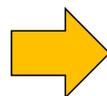


現行整備計画における主な記載内容

- 流域の豊かな自然環境を保全しつつ、より良い河川環境を実現していくため、水生生物調査等の環境教育や自然体験活動を通して、地域住民が身近な自然ある木曾三川に親しむための活動を地域住民やNPO 等関係機関と一体となって実施する。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	

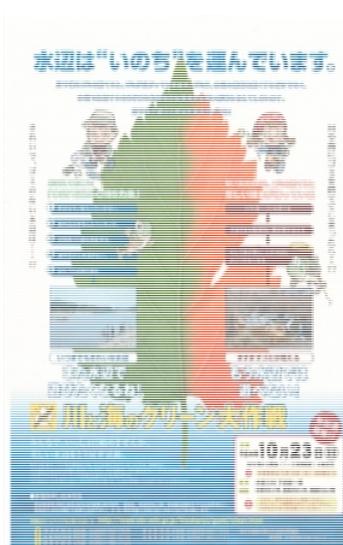


【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成25年6月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が施行され、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度、「河川協力団体制度」が創設。
- ◆ 現在、3団体を指定。



木曾三川ごみの会(清掃活動)



川と海のクリーン大作戦



水生生物調査



小学校の環境学習

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

4. 水質の改善

現行整備計画における主な記載内容

- 桑原川、逆川、境川、糸貫川及び揖斐川の支川の水門川などの浄化については、流域の関係地方公共団体、流域住民、企業等と連携して、流域内の汚濁負荷の削減に努める。
- 境川及び桑原川に設置されている既存の河川浄化施設の効率的な管理を図り、適切に運用するとともに、汚濁負荷量の本川への合流量を削減する手法等の調査・検討を進め、必要に応じ対策を講じる。

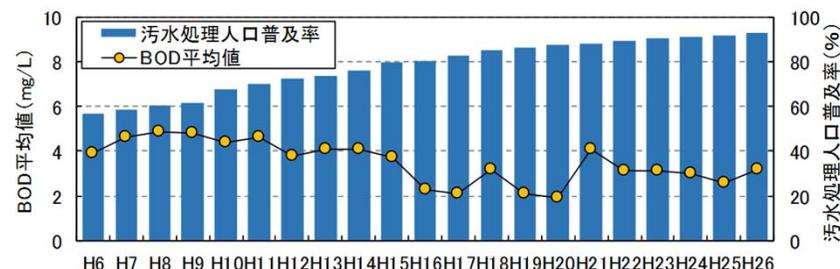
現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

- 長良川に汚濁負荷がかかる支川・境川に浄化施設が設置され、近年では、汚水処理普及率の上昇により汚濁負荷が小さくなっており、BOD平均値は低下傾向にある。
- 桑原川、逆川、境川、糸貫川及び揖斐川の支川の水門川などの水質(BOD)変化を見ると、改善方向に進んできている。
- 支川流域では、岐阜市・羽島市・瑞穂市・大垣市・本巣市・各務原市・笠松町・岐南町・北方町の下水道普及率が上がってきている。今後もより普及が進み水質改善が見込まれる。
- 上記より、境川・桑原川の浄化施設においては、現在適切な運用に向けて検討中である。



境川浄化施設



(備考) 汚水処理人口の関係市町村: 岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町、旧柳津町(境川流域市町村)

下水道普及率とBOD平均値(境川橋地点)の推移

現行整備計画における主な記載内容

- 木曾川、揖斐川河口域では、流量の減少時には溶存酸素濃度の低下や赤潮の発生がみられるため、潮汐、流量、水温、日照等の諸条件と水環境の関係について調査・研究を進める。
- 長良川河口堰の湛水区域では、夏期において、一時的・局所的な溶存酸素濃度の低下や藻類の集積等の現象が発生しているため、モニタリングやDO対策船による深掘れ箇所の溶存酸素濃度の回復対策に加え、水質の予測・改善のための新しい技術対応に向けた調査・研究を進める。

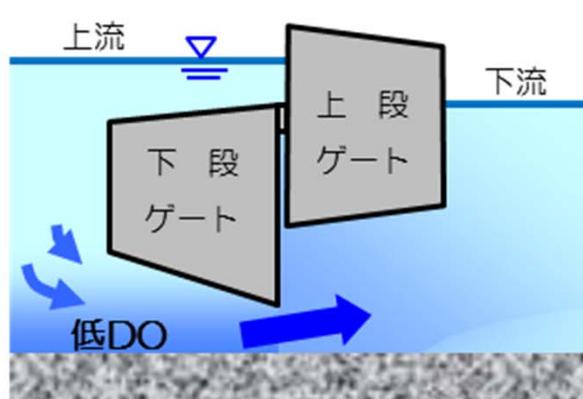
現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。



水質調査

長良川河口堰におけるフラッシュ操作(アンダーフロー)

操作の目的	底層DO値の保全(低下抑制)
操作形態	

フラッシュ操作

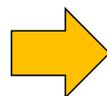
堰上流の水質保全のため、一時的に堰放流量を増大させる操作

現行整備計画における主な記載内容

- ダム貯水池においては、流入水質や湖内の滞留及び土砂流入等による水環境の悪化を防ぐため、水質が適切に保全されるよう必要に応じ対策を講じる。

現行整備計画の点検

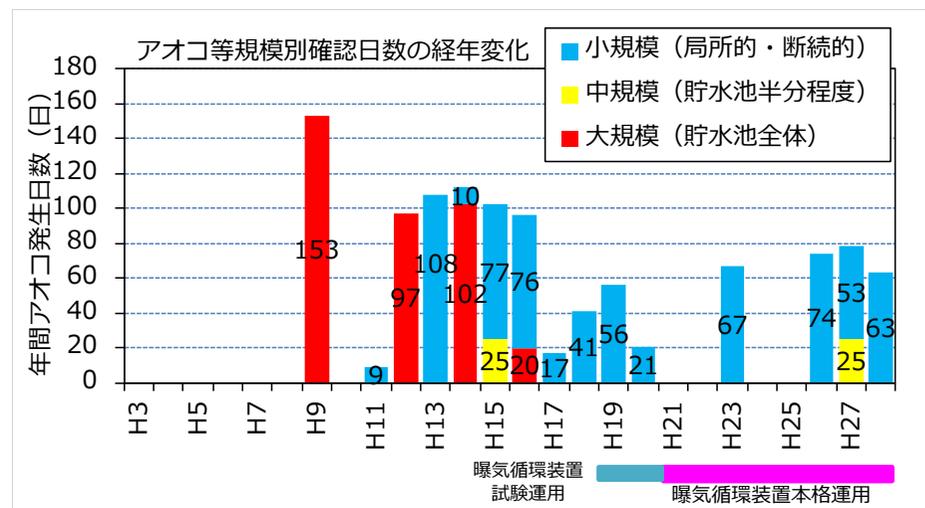
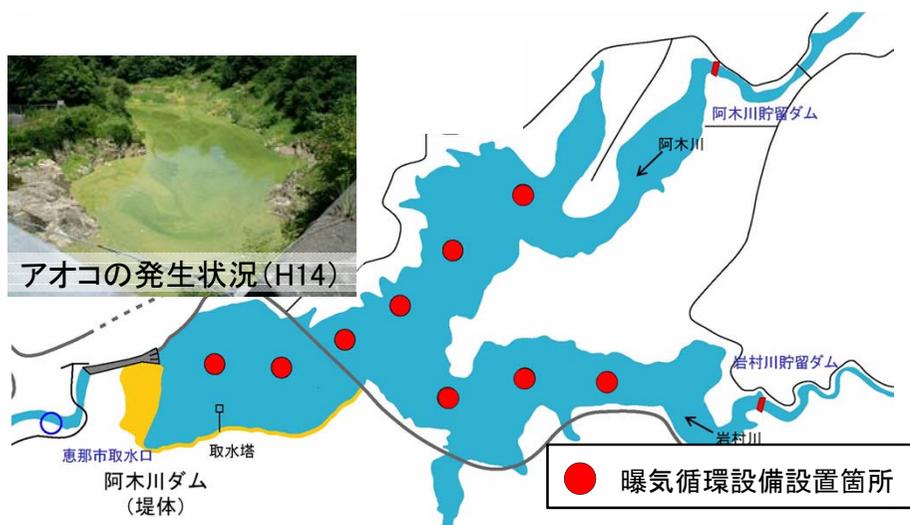
①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成27年3月に「ダム貯水池水質調査要領」が改定され、自然環境の重要性の増大等の社会情勢の変化を背景に、より一層的確かつ効率的なダム貯水池の水質管理を行っていくこととされた。

<阿木川ダムにおける水質改善対策の例>

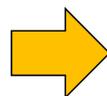


現行整備計画における主な記載内容

- 平成19年(2007)3月23日に策定された「伊勢湾再生行動計画」に基づき、伊勢湾流域関係機関と協働・連携して、伊勢湾の再生に必要な環境改善に努める。
- 河川並びに伊勢湾の水質改善に寄与する施策として、木曾川水系の下流部及び河口部の干潟及びヨシ原の保全・再生を適切に行う。
- 伊勢湾の水循環改善に資するモニタリングを継続実施するとともに、河道内に堆積したゴミの除去等、洪水時等に流出するゴミ類の削減を図る。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	○



【④その他社会情勢の変化】

- ◆ 平成19年3月に策定された伊勢湾再生行動計画(第一期)で対象としていた期間が平成28年度で終了し、平成29年6月には新たな10年間を対象期間とした「伊勢湾再生行動計画(第二期)」が策定。

(行動計画の目標)

「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」を目指す。

(主な取り組み)

陸域での対策

- 污水处理施設の整備、下水の高度処理、森林の整備、環境保全型農業の推進による汚濁負荷の削減
- ゴミ等の回収



污水处理施設の整備

森林の整備

海域での対策

- 干潟、浅場、藻場等の造成
- 覆砂による底質改善
- 深堀れ跡の埋戻し
- 公園緑地の整備や「みなとオアシス」等のふれあいの場の創出
- ゴミ、流木等の回収



干潟の造成



海洋環境整備船「白龍」による流木の回収

川での対策

- ヨシ原、砂州、干潟の造成
- 河川浄化施設による水質浄化
- 河川敷を活かした公園緑地の整備による人と水のふれあいの場の創出
- ゴミ等の回収



干潟の造成

市民・企業との協働

- 一斉モニタリング調査による水質・生物の監視
 - ゴミ清掃活動(クリーンアップ大作戦等)
- ※ 「一斉モニタリング調査」とは、市民や流域圏の自治体などが、海の水質が悪くなりやすい夏の時期(7月~8月)に一斉に川や海の水質調査を行うこと。



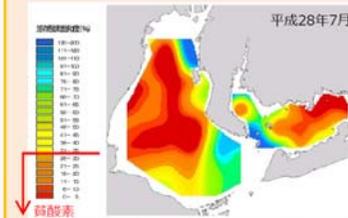
一斉モニタリングの調査風景

【清掃前】 【清掃中】 【清掃後】

清掃活動の取り組み事例(若志島での海岸清掃)

調査研究

- 舌潮(貧酸素水塊)の発生メカニズム解明
- ※ 魚類、甲殻類、貝類、底生魚類の生存が困難になる溶存酸素飽和度が30%以下を「貧酸素」と定義
- ※ 伊勢湾は、例年夏季に底層の溶存酸素飽和度が低くなる傾向にある



出典:豊田県水産試験場環境管理部(伊勢・三河湾観測表情報) 底層の溶存酸素飽和度(モニタリング調査結果)

※引用) 国土交通省 中部地方整備局 伊勢湾再生推進会議に川での対策を追記

現行整備計画における主な記載内容

- 地域住民等とともに木曽川水系の水質改善を促進するため、BOD 等の化学的指標のみでなく地域住民等にわかりやすい水質基準(色、臭い、河底の感触等)について調査を進めるとともに、住民との協働による水質調査等の水環境改善の意識向上のための啓発活動を継続する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するため、また環境問題への関心を高めるため、一般市民等の参加を得て水生生物調査を実施している。



水生生物調査



水生生物調査

水生生物では、パックテストを用いた簡易的な水質調査も実施し、水環境改善に向けた啓発を行っている。



簡易水質試験

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の試行により設置される河川管理施設の機能概要
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

5. 流砂系の健全化

現行整備計画における主な記載内容

- 上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努めるとともに、土砂移動に関する調査・研究に関係機関と連携して取り組み、安定した河道の維持に努める。
- 上流のダム群に堆積した土砂のダム下流域への還元や河道内の攪乱について調査・研究し、適切な対策を実施する。

現行整備計画の点検

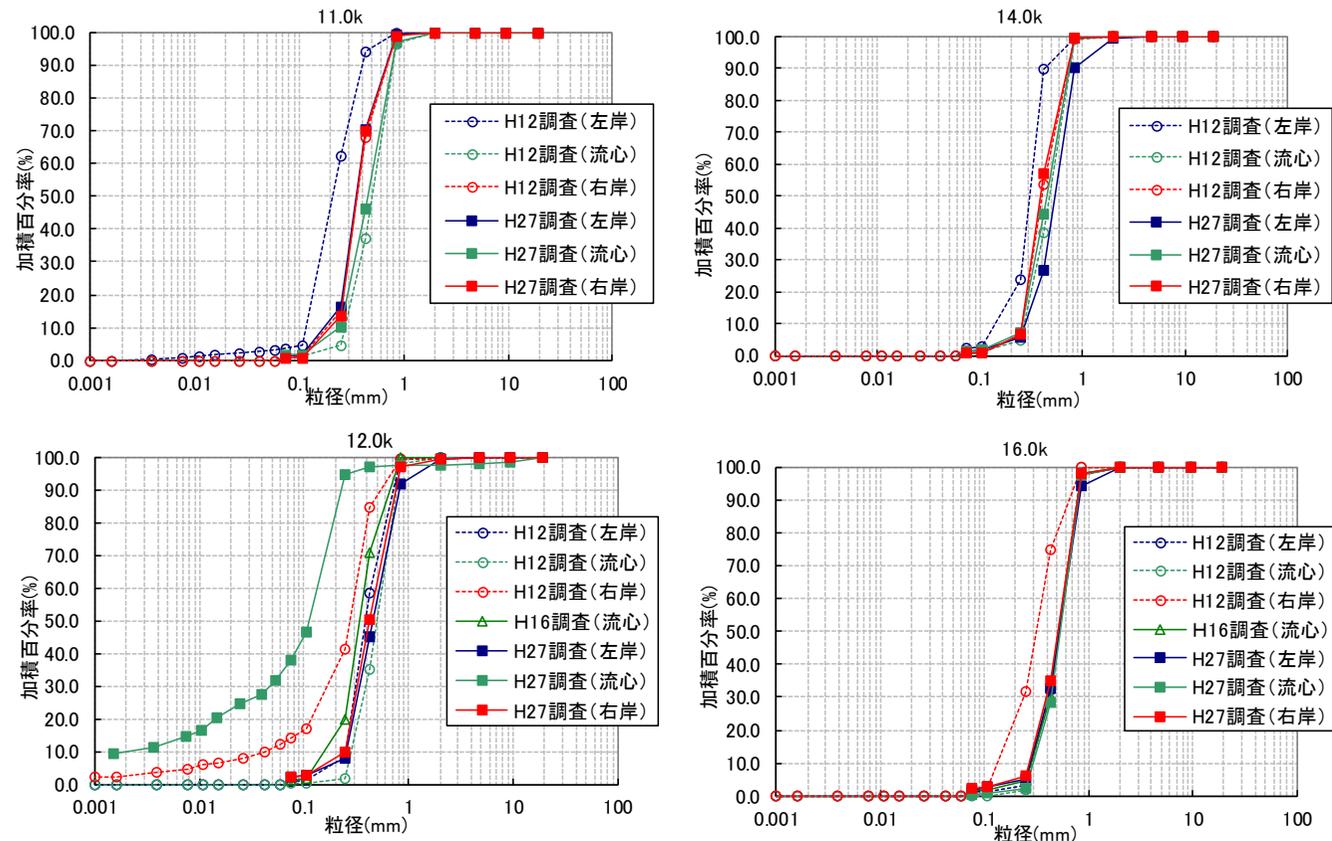
現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

河床材料調査実施状況



木曽川・立田大橋付近

河床材料調査結果の経年変化(木曽川)



木曽川下流管内河床材料調査結果(粒径加積曲線)

＜第2節＞
河川の維持の目的、種類及び施行の場所

＜第1項＞

洪水、高潮等による災害の発生防止
又は軽減に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

1. 堤防の維持管理

現行整備計画における主な記載内容

- 堤防や護岸の沈下、損傷状況や施設の老朽化の状況等を適切に把握し、必要に応じて所要の対策を講じていく。
- 管内で震度4以上の地震が発生した場合には、堤防、護岸、樋門・樋管等の河川管理施設等の状況把握、異常の早期発見のために河川巡視を実施する。

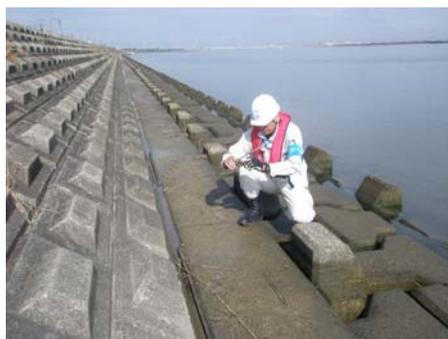
現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 点検方法については、主に以下の基準が策定。
 - ・「河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)(平成23年5月)」
 - ・「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領(平成28年3月)」
- ◆ 上記を踏まえ、点検及び評価を継続的に行い、修繕等の維持管理を適切かつ計画的に進めている。
- ◆ MMSなどの新技術を用いた効率的な堤防の維持管理を進めている。
- ◆ 「直轄管理河川に係る地震発生時の点検について(平成21年2月)」において、河川管理施設等の状況把握などの基準が、震度4から震度5弱へ変更。
- ◆ 把握したさまざまなデータについては、計画的な維持管理に反映できるようにデータの蓄積を行っているところ。



護岸施設損傷点検状況



河川巡視状況



移動計測車両



正距円筒図法による全周囲画像

MMSを用いた堤防高の把握

現行整備計画における主な記載内容

- 河川管理施設の異常の有無を早期に発見するため、計画的に堤防除草を行うとともに、異常が発見された場合には、原因を調査し、修繕を行う。
- 除草における刈草の処理については、環境負荷の少ない処理やりサイクルの推進、併せてコスト縮減に努める。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。



大型機械の遠隔操作による除草



肩掛けによる集草



人力による集草

「堆肥の無料配布」=コスト縮減=への取り組み



第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

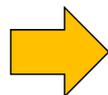
2. 樋門・樋管、排水機場等の維持管理

現行整備計画における主な記載内容

- 平常時は、定期的な点検・整備による構造、機能、強度等の確保を図る。
- 洪水、高潮等の出水時には、円滑かつ適切な施設操作を実施する。
- 「河川構造物の耐震性能照査指針(案)」に基づき、河川管理施設である水門、樋門・樋管、排水機場等について耐震点検・対策を実施する。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 現行の河川整備計画策定段階では、水門等の耐震性能照査が未完了。
- ◆ 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、樋管等に関しては、平成24年2月に耐震性能照査指針が改定。
- ◆ 改訂された指針を踏まえ、耐震性能照査を実施中。

H29.2時点

		排水機場	水門・樋門 ・樋管	床止め	陸閘	閘門	計
木曽上管内	木曽川	1	30	1	1	0	33
	長良川	16	39	0	35	0	90
	揖斐川	5	32	42	4	0	83
木曽下管内	木曽川	0	1	0	0	1	2
	長良川	1	1	0	0	0	2
	揖斐川	6	24	0	1	0	31
合計	木曽川	1	31	1	1	1	35
	長良川	17	40	0	35	0	92
	揖斐川	11	56	42	5	0	114



加茂川水門の点検状況



水門川閘門の点検状況

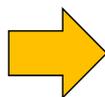
排水機場ポンプの補修状況

現行整備計画における主な記載内容

- 経年劣化が進み機能の適合性に問題が生じた場合には、診断を行い、補修・更新を行う。
- 施設更新にあたっては、施設の信頼性の向上や長寿命化に向けた補修・更新を行うとともに、単に施設を全て更新するのではなく、現状の部品を修繕して使用するなど維持管理費の抑制に努める。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	

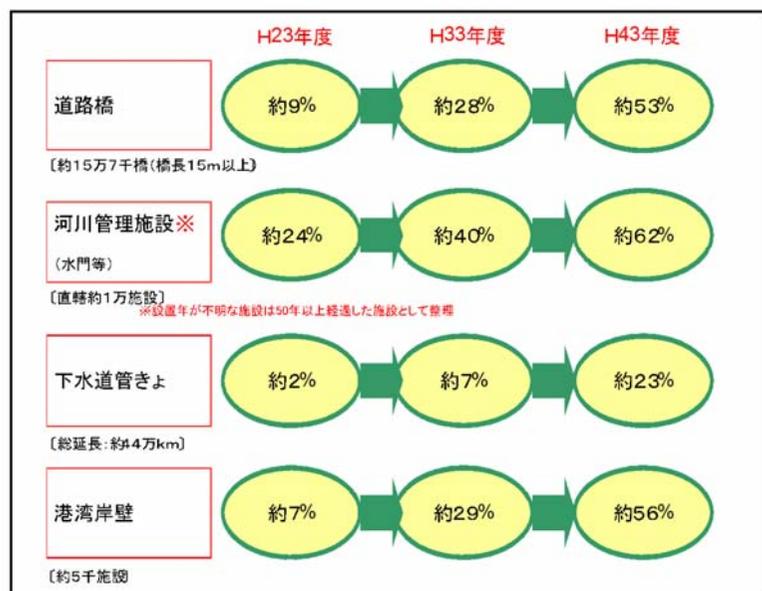


【①制度・基準・技術等の変化】

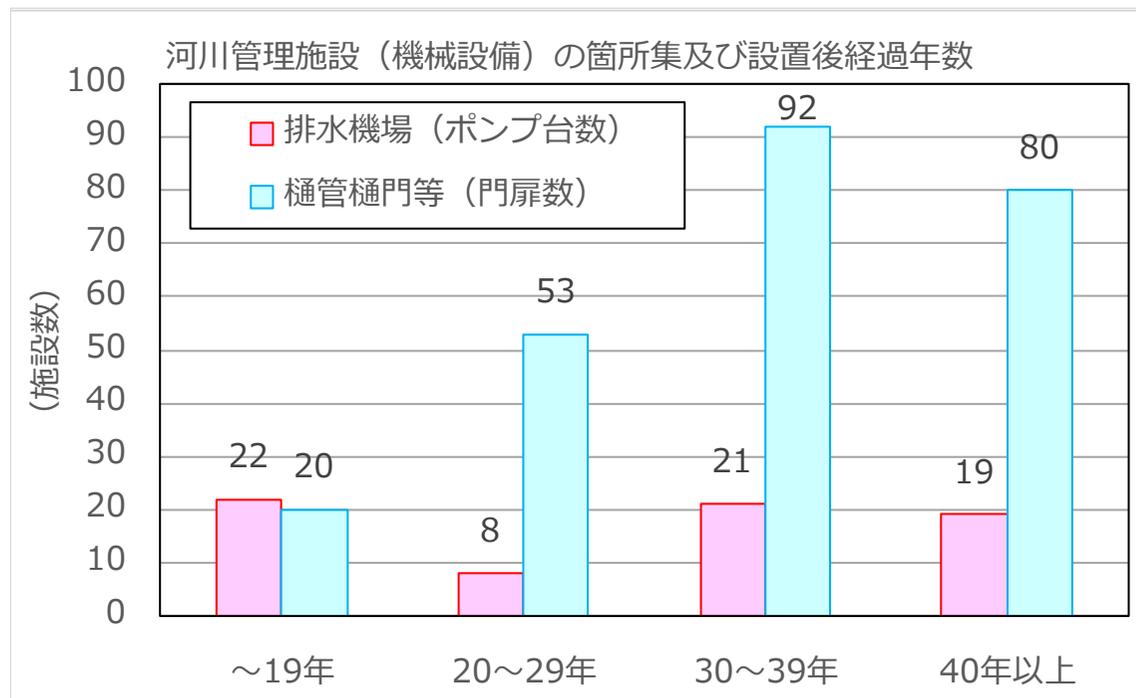
- ◆ 社会資本メンテナンス戦略小委員会からの提言(平成25年1月)を踏まえ、水門・樋門・樋管、堰、排水機場等の河川構造物の長寿命化計画の策定が位置付け。
- ◆ 平成27年9月閣議決定の社会資本整備重点計画において、個別施設計画を平成28年度までに策定することを位置付け。
- ◆ 個別施設計画を踏まえ、メンテナンスサイクル(点検・診断・措置・記録)を構築し、戦略的なインフラメンテナンスに取り組んでいるところ。

▼建設後50年以上経過する社会資本の割合

今後急速に進行する社会資本の高齢化 (建設後50年以上経過する社会資本の割合)



▼社会資本の老朽化の現状(木曾川水系)



第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

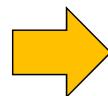
3. 河道の維持

現行整備計画における主な記載内容

- 洪水の安全な流下等に支障となる場合には、河川環境上への影響に配慮し、河道掘削等の適切な措置を講じる。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	○
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	



【②河道状況等の変化】

- ◆ 河道の維持管理として、維持掘削や樹木伐開等を実施しているものの、局所的に土砂の堆積や樹木繁茂が進行。
- ◆ 流下能力の低下等が懸念。
- ◆ 維持管理費用の増大が見込まれる中、流下能力を維持していくため、効率的な掘削方法の検討を進めるとともに、民間活力の活用(砂利採取)についても考慮していく必要あり。また、河床の洗掘については、抜本的な対策について検討中。

【③地域住民の意向】

- ◆ 今後、再堆積しづらいような掘削を検討した方がよい。
- ◆ 再堆積について人工的な対策では限界があるので、自然の営力を活かした工法・対策を考えることが必要。
- ◆ 木曽川では年々河床に土砂が堆積している。堆積状況をよく観察し、浚渫にも取り組んで欲しい。

効果的・効率的な河道の維持掘削に向けた視点

- 同一箇所において常時掘削することにより、確保した流下能力を効果的・効率的に維持。
- 常時掘削箇所の選定の考え方は以下のとおり。
 - ・土砂が堆積しやすい区間
(堆積しやすい河道形状の設定含む)
 - ・揚砂場等の整備が可能な区間
 - ・常時掘削により、下流の土砂堆積の抑制効果が高い区間
- なお、対策を実施しながら、実現象との差異を確認した上で、より効果的・効率的な掘削箇所について検討を進めていく。



浚渫(イメージ)



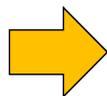
河道掘削(イメージ)

現行整備計画における主な記載内容

- 河川管理施設に影響を与える樹木及び河川巡視等に支障となる樹木については、環境に配慮し、伐開等を実施する。
- 伐開した樹木の処理については、有効活用やリサイクル等の推進に努める。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	○
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	



【②河道状況等の変化】

- ◆ 河道の維持管理として、維持掘削や樹木伐開等を実施しているものの、局所的に土砂の堆積や樹木繁茂が進行。
- ◆ 流下能力の低下等が懸念。
- ◆ 維持管理費用の増大が見込まれる中、流下能力を維持していくため、効率的な樹木の再繁茂対策や民間活力の活用(公募伐採、占有者による管理、民間との協働)についても考慮していく必要あり。

【③地域住民の意向】

- ◆ 三川ともに樹木繁茂が多い。洪水時の流下阻害となるため樹木伐開は必要。

樹木伐開前

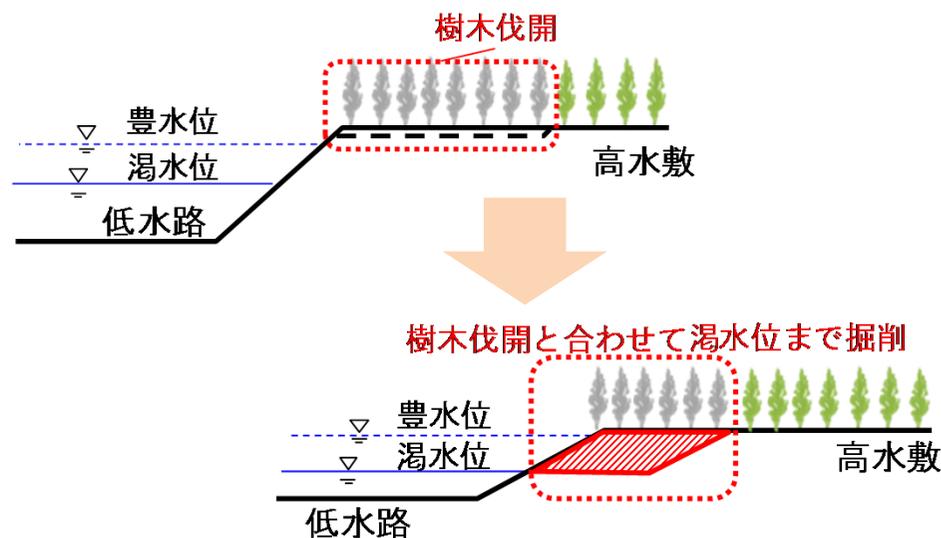


樹木伐開後



再繁茂対策の視点

○水位変動（干潮、満潮及び湧水流量）を考慮した樹木の再繁茂対策の実施



第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4. 河川維持管理機器等の維持管理

現行整備計画における主な記載内容

- 常に良好な状態で観測できるよう保守点検・整備を行い、データの蓄積を図るとともに、情報一元化による管理の効率化の実施に努める。
- 洪水や氾濫流に関する情報については、情報基盤の整備により、浸水の危険性に関する情報、水位、流量等の河川情報を迅速に収集する。
- 防災拠点、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災船着場については、災害発生時に活用できるように適切な維持管理を実施する。
- 平常時は貴重なオープンスペースとなることから、市町や地域と連携し、適正な利用を推進する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

Water Information System 水文水質データベース
国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
または 国土交通省 国土交通省 国土交通省

このデータベースは水文水質にかかわる国土交通省水管理・国土保全局が所管する観測所に関する観測データを公開することを目的として、一律のフォーマットで公開する。対象とするデータは、流量、水位、雨量、水質、雨量、地下水位、地下水質、雨量、ダム等の観測データ、雨量データ。

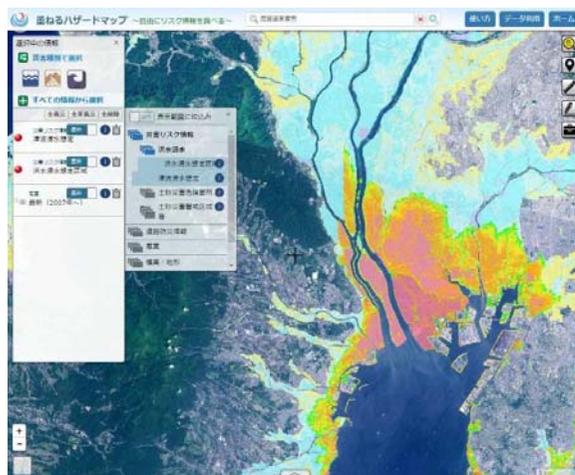
観測所の検索
観測所名からの検索 | 地域からの検索 | 水系単位の観測所一括検索

● 利用目的
このデータベースは、国土交通省水管理・国土保全局が所管する観測所に関する観測データを公開することを目的として、一律のフォーマットで公開する。対象とするデータは、流量、水位、雨量、水質、雨量、地下水位、地下水質、雨量、ダム等の観測データ、雨量データ。

● 利用目的
このデータベースは、国土交通省水管理・国土保全局が所管する観測所に関する観測データを公開することを目的として、一律のフォーマットで公開する。対象とするデータは、流量、水位、雨量、水質、雨量、地下水位、地下水質、雨量、ダム等の観測データ、雨量データ。

● 利用目的
このデータベースは、国土交通省水管理・国土保全局が所管する観測所に関する観測データを公開することを目的として、一律のフォーマットで公開する。対象とするデータは、流量、水位、雨量、水質、雨量、地下水位、地下水質、雨量、ダム等の観測データ、雨量データ。

水文水質データベース



ハザードマップポータル
〈重ねるハザードマップ〉



第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

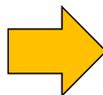
5. 許可工作物の維持管理

現行整備計画における主な記載内容

- 許可工作物の施設管理者へ適正な管理・改築の指導及び協議を行い、適切な対策又は維持管理の実施に努める。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成25年の河川法の一部改正により、許可工作物については設置者が施設を良好な状態に保つよう維持・修繕をすべきことが明確化。
- ◆ あわせて、「許可工作物にかかる施設維持管理技術ガイドライン」が改正された。
- ◆ 平成28年3月に「ダム定期検査の手引き」を改定し検査内容について、河川砂防技術基準維持管理編(ダム編)に沿って再整理する等、定期検査の充実を図った。

許可工作物点検



橋梁



樋管



施設撤去訓練



ダム(監査廊)

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

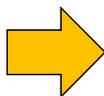
6. 流下物の処理

現行整備計画における主な記載内容

- 洪水時の河道の流下阻害となる流木・ゴミ等の流下物は、適切に除去を実施する。
- 流木処理については有効活用やリサイクル等の推進に努める。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	○
④	その他社会情勢の変化	



【③地域住民の意向】

- ◆ 平成29年7月九州北部豪雨では多くの流木による被害が発生した。樹木の流出が心配。



塵芥処理の状況(長良川)



伐木の無料配布(木曽川)



流木の処理(揖斐川)

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

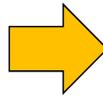
7. ダム本体・観測機器等の維持管理

現行整備計画における主な記載内容

- 洪水時や渇水時等に機能を最大限発揮させるとともに、長期にわたって適正に運用するため、日常的な点検整備、計画的な維持修繕を実施する。
- ダム等の安全性を確認するために堤体の必要な観測を適切に行う。
- ダム本体等の維持補修、ゲート、機械・電気設備等の維持補修を適宜実施する。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 点検方法については、主に以下の基準が策定
・「河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)(平成26年4月)」
- ◆ 上記を踏まえ、点検及び評価を継続的に行い、修繕等の維持管理を適切かつ計画的に進めている。
- ◆ 社会資本メンテナンス戦略小委員会からの提言(平成25年1月)を踏まえ、ダムの長寿命化計画の策定が位置付け。
- ◆ 平成27年9月閣議決定の社会資本整備重点計画において、個別施設計画を平成30年度までに策定することを位置付け。
- ◆ 個別施設計画を踏まえ、メンテナンスサイクル(点検・診断・措置・記録)を構築し、戦略的なインフラメンテナンスに取り組んでいるところ。



漏水量・揚圧力計測状況



放流前ゲート点検状況



ダム総合点検(コアボーリング状況)

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

8. ダム貯水池の維持管理

現行整備計画における主な記載内容

- ダム貯水池斜面の崩壊箇所、水質監視や安全柵・進入防止柵などの安全施設の点検のため、ダム貯水池の巡視を行う。
- 流木・ゴミ等の流下物は、支障となるため、適宜、除去する。
- 貯水池及び下流部の水質環境の保全・維持に努める。
- 堆砂の進行による貯水池機能の低下を防ぐため、必要に応じ堆積土砂の除去等の堆砂対策を実施する。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 点検方法については、主に以下の基準が策定。
 - ・「河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)(平成26年4月)」
 - ・「ダム貯水池水質調査要領(平成27年3月)」
- ◆ 上記を踏まえ、点検及び評価を継続的に行い、維持管理を適切かつ計画的に進めている。



ダム貯水池の巡視(横山ダム)



流木の除去状況(横山ダム)



掘削前



掘削後

堆積土砂掘削工事の実施状況(横山ダム)

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

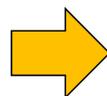
9. 危機管理対策

現行整備計画における主な記載内容

- 関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の防止及び軽減に努める。
- 水防管理者等へ迅速に情報を伝達するとともに、防災関係機関や報道機関と連携を図り、住民等へ迅速にかつわかりやすい情報の提供に努める。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成27年9月関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定され、洪水氾濫を未然に防ぐ対策と危機管理型ハード対策の実施箇所を明示。
- ◆ 平成28年に水防災協議会を設立し、ハード・ソフト一体となった取組方針を策定。
- ◆ 平成29年6月に施行された「水防法等の一部を改正する法律」において、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図ることが明記。



第1回木曾川上流水防災協議会
(愛知ブロック)(平成28年7月5日)



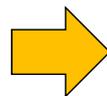
第2回木曾川下流水防災協議会
(愛知ブロック)(平成28年10月18日)

現行整備計画における主な記載内容

- 出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。
- 排水ポンプ車や照明車、災害対策本部車等により各地方自治体への積極的な災害支援を実施する。
- 住民の防災意識の向上のため、啓発活動を推進するとともに、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるよう洪水ハザードマップの作成支援、洪水ハザードマップを活用した避難訓練等の取り組みに対して必要な支援・協力を行う。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成27年9月関東・東北豪雨による堤防の被災等を受け、「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定され、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進していくこととなった。
- ◆ 平成28年に水防災協議会を設立し、取組方針を策定。
- ◆ 平成29年6月に施行された「水防法等の一部を改正する法律」において、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図ることが明記。

平成26年8月 台風11号 「養老町へ派遣」



排水ポンプ車設置
イツカイチカワ
(牧田川支川五日市川)

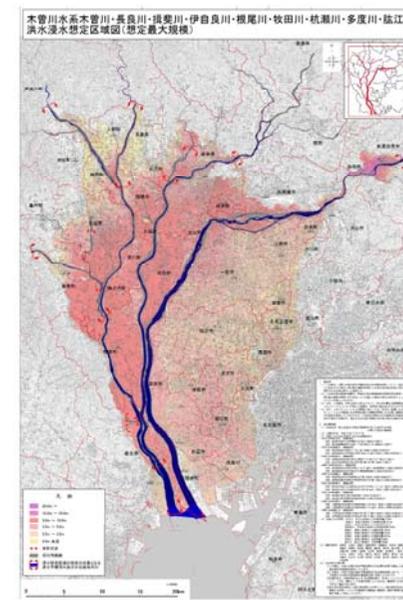
平成29年8月 台風5号 「養老町へ派遣」



照明車、排水ポンプ車を
イツカイチカワ
五日市川へ派遣

排水ポンプ車による排水作業を支援

L2浸水想定区域図



現行整備計画における主な記載内容

- 「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」を運営・活用し、気象庁と連携して高潮水防警報関係情報の提供を行い避難救助活動を支援する。

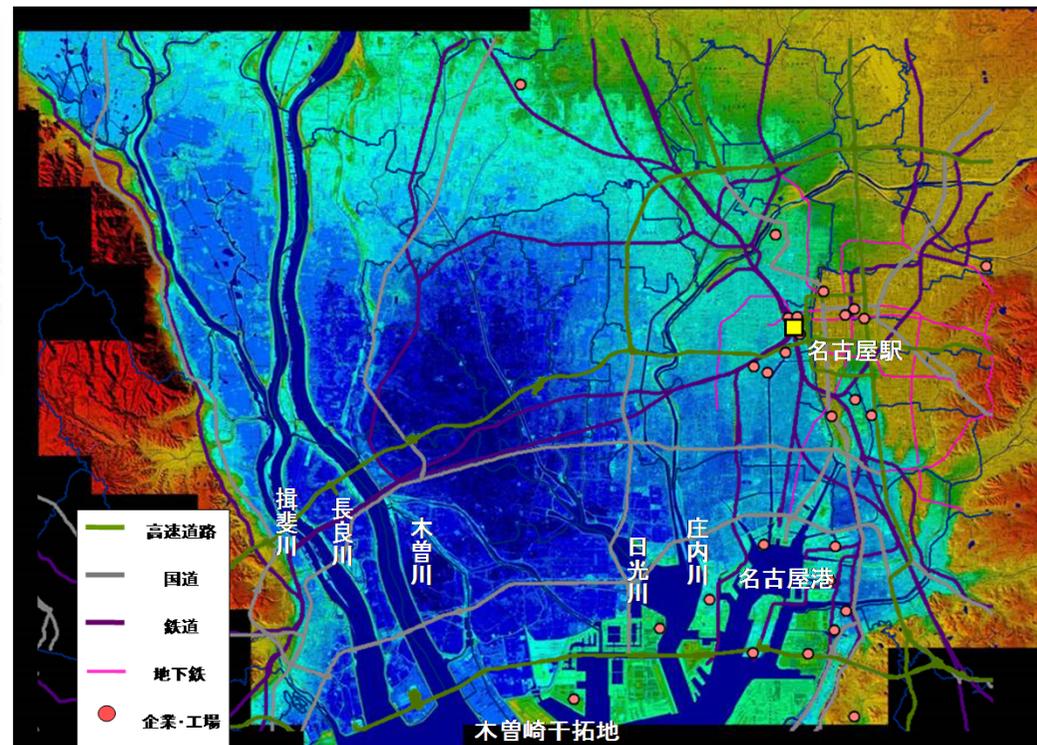
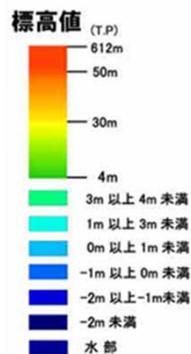
現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

平成18年11月
東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会 設置
平成20年 3月
危機管理行動計画(第一版)策定
平成21年 3月
危機管理行動計画(第二版)策定
平成27年 3月
危機管理行動計画(第三版)策定



第4回東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会(平成27年3月)



現行整備計画における主な記載内容

- 雨量・水位・流量観測等のデータは、常に良好な状態で観測を行えるよう保守点検を行い、データの的確な収集・蓄積・提供を図る。
- 洪水時等の非常時において、迅速かつ的確に情報を関係機関と共有できる情報ネットワークを整備するとともに、分かりやすい情報を迅速かつ正確に提供するとともに、街中で河川水位を表示するなど日頃から住民等の防災意識の向上に努める。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 国土強靱化基本計画(平成26年3月閣議決定)の策定。
- ◆ 現行整備計画策定以降の新たな技術を活用し、以下の取り組み等を実施。
 - ・XRAINの配備
 - ・洪水情報のプッシュ型配信
 - ・ハザードマップポータルサイトの開設
 - ・電波流速計等を活用し、流量観測の高度化を促進

IT関連施設の設備状況 (平成29年3月時点)

雨量観測所	116箇所
水位・流量観測所	55箇所
CCTV	56台
光ケーブル	319km

○洪水情報のプッシュ型配信

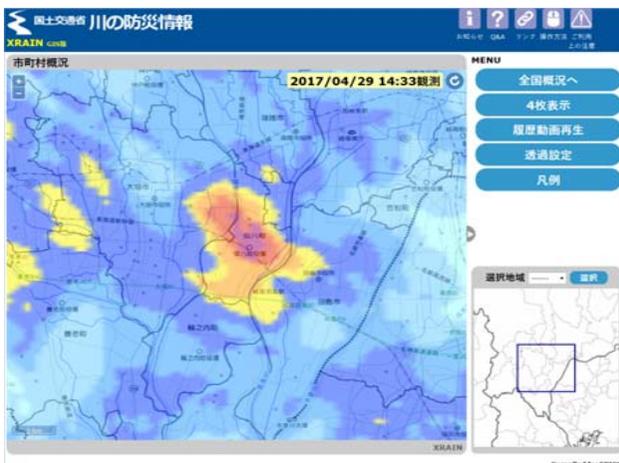


洪水情報のプッシュ型配信イメージ

○電波流速計の活用による流量観測



揖斐川・新杉原観測所における電波流速計による流量観測状況



XRAIN情報



ライブカメラ映像(忠節橋カメラ)



川の防災情報(PC版)

現行整備計画における主な記載内容

- 平常時の河川巡視等により、水質事故に係わる汚濁源情報の把握に努めるとともに、情報連絡の充実及び迅速化に努める。
- 水質事故発生時には、状況及び原因把握を迅速に行い、関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止のための適切な措置を実施する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

➤水質事故等が発生した場合は、被害拡大防止のために関係機関と迅速な対応を実施。

水質事故の対応事例(木曾川)



事故発生

対策実施

対策終了



河岸際への油の漂着を確認



吸着マット等による油の吸着作業



＜第2項＞

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の
維持に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

1. 河川水の適正な利用 及び流水の正常な機能の維持

現行整備計画における主な記載内容

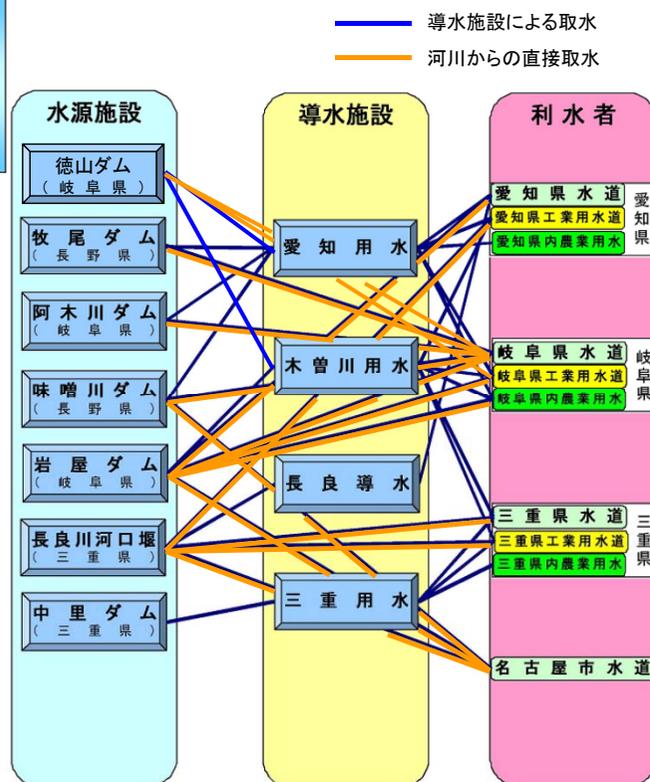
- 河川環境の保全や適切で効率的な取水が行われるように、日頃から関係機関及び水利使用者と情報交換に努めるとともに、利水施設とリアルタイムで情報交換可能なネットワークを整備する。
- 関係機関及び水利使用者等との情報提供、情報伝達体制を整備する
- 渇水被害の軽減及び確保流量の保持に向け、迅速な対応が図れるよう関係機関等と連携して渇水対策の強化を図る。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

- 各ダムとの複雑な水ネットワークを総合的・効率的に管理するために、関係機関及び水利利用者等と情報共有、情報伝達体制を整備。
- 河川流況や実績取水量は、オンラインで把握している。

複雑な水ネットワークを総合的・効率的に管理
(木曾川水系)



＜第3項＞
河川環境の維持に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
第3項 河川環境の維持に関する事項

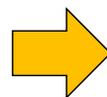
1. 河川の清潔の維持

現行整備計画における主な記載内容

- ゴミ等の処理は、地域住民や自治体等関係機関と連携し、速やかな撤去処分に努める。
- 河川監視用カメラの設置、河川巡視の強化等の監視体制強化を図り、流域全体で、不法投棄に対する地域住民への啓発活動を実施する

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	

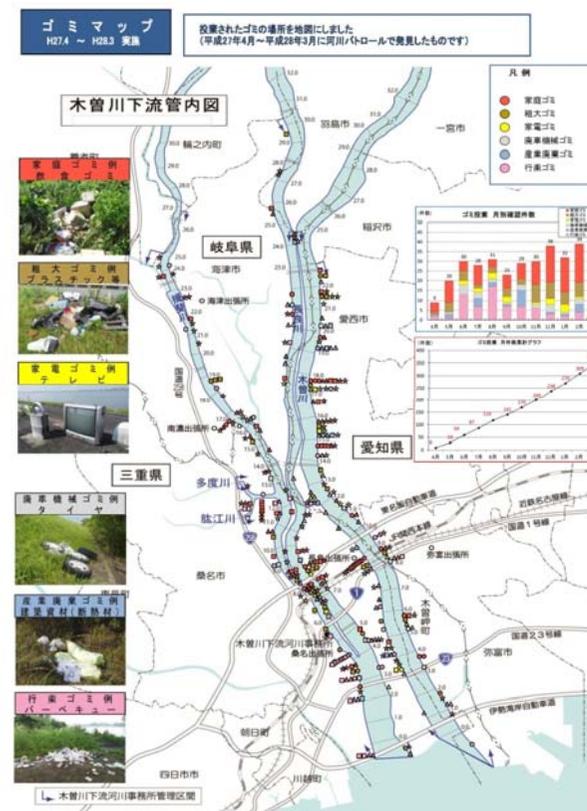


【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成25年6月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が施行され、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度、「河川協力団体制度」が創設。
- ◆ 現在、3団体を指定。

不法投棄処分量

	H19 処分量 (m)	H20 処分量 (m)	H21 処分量 (m)	H22 処分量 (m)	H23 処分量 (m)	H24 処分量 (m)	H25 処分量 (m)	H26 処分量 (m)	H27 処分量 (m)
木曾川流域	253	347	182	161	131	299	208	226	210
長良川流域	142	83	200	126	199	110	111	136	99
揖斐川流域	178	149	106	112	87	68	56	81	62
(合計)	573	579	488	399	417	477	375	443	371



現行整備計画における主な記載内容

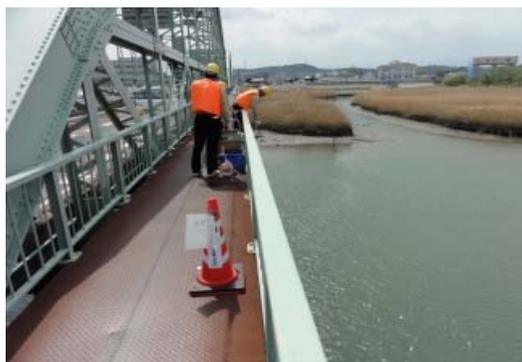
- 定期的な水質調査及び水質自動監視装置による水質監視を継続して実施し、水質状況を的確に把握するとともに、河川巡視等により日々の河川の水質状況、排水状況等について監視する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

水質調査及び水質監視について

- 「生活環境の保全に係る環境基準」の9ヶ所で定期水質調査を通年実施。
- 各地点とも、環境基準「A類型」を達成しており良好な水質状態が維持されている。
- 9ヶ所の水質自動観測所において、常時、水質監視。
- 平成26年9月の御嶽山噴火後、「御嶽山噴火に伴う木曽川上流域水質保全対策検討会」を設置し、水質監視や水質保全対策等を実施。



定期水質調査 採水状況



伊勢大橋水質自動観測所



水質自動観測所装置



御嶽山噴火に伴う木曽川上流域
水質保全対策検討会

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
第3項 河川環境の維持に関する事項

2. 地域と連携した取り組み

現行整備計画における主な記載内容

- 河川愛護団体等とのパートナーシップを確立するとともに、地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となったより良い河川管理の推進を図る。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成25年6月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が施行され、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度、「河川協力団体制度」が創設。
- ◆ 現在、3団体を指定。

河川協力団体(3団体) (木曾川水系)



川と海のグリーン大作戦



木曾三川ごみの会(清掃活動)



長良川環境レンジャー協会
(清掃活動)



e-plus生涯学習研究所
(地域の川で生き物さがし)

現行整備計画における主な記載内容

- ダム設置地域の周辺自治体、関係住民団体と協力して水源地域ビジョン、地域に開かれたダムで計画された周辺地域活性化方策を積極的に実施する。

現行整備計画の点検

現行の河川整備計画に基づき取り組みを実施しており、また今後も進めていく予定である。

- 丸山ダムでは、「水源地域ビジョン」に基づき、「水・人・まちがふれあう、『川湊』」をコンセプトに、水源地域活性化の取り組みを実施。
- 横山ダムでは、「森と湖に親しむ旬間」の中で、ダムツアー、パネル展示等を実施。



もりみずイベント(横山ダム)



森と湖に親しむ旬間(ダムツアー・丸山ダム)



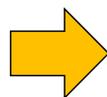
奥木曾湖カヌー体験(味噌川ダム・平成20より実施中)

現行整備計画における主な記載内容

- 不法耕作地、不法な高水敷の占用に関しては、撤去及び原状回復の指示による違反行為の是正・適正化を行うよう関係機関と連携して取り組む。
- プレジャーボートの係留等の不法な水面の占用に関しては、船舶対策協議会を立ち上げ、不法係留船対策を進めていく。

現行整備計画の点検

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河道状況等の変化	
③	地域住民の意向	
④	その他社会情勢の変化	



【①制度・基準・技術等の変化】

- ◆ 平成25年5月「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」が策定
- ◆ 平成26年4月の河川法施行令改正により、放置艇対策の強化（放置艇に関する禁止・罰則規定）がなされた。

不法係留船の対策状況(ケレップ水制群)



(平成22年2月撮影)



(平成22年3月撮影)

